

第3章 農林水産部

【一般会計 貸付金】

第1 社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付金

1 経緯

(1) 社団法人千葉県農業開発公社の廃止

平成14年12月24日行政改革推進本部により「公社等外郭団体（先行10団体）の見直し方針」が決定された。

これによれば、千葉県農業開発公社（以下、「開発公社」と言う。）は、事業の抜本的な見直し（廃止・委譲）を行うとともに、規模の縮小に伴い他団体との統合を検討することとされた。しかし、その一方で、廃止事業の移管先の確保、継続事業実施のための統合先確保、プロパー職員の処遇、退職金原資の確保が課題とされた。

これに対し、県は、統合先として公益財団法人千葉県水産振興公社（以下、「水産振興公社」という。）と協議を重ねてきた。

平成18年度に入り、当時開発公社の主要事業であるドレインレイヤー暗渠排水事業、農業集落排水事業、土地改良施設維持管理事業の事業量は減少し、開発公社の保有する特許の期間が終了する等既存の事業が縮小する一方で、新規事業が確保できず、平成19年度以降債務超過に陥ることが見込まれ、早期の清算が必要とされたことから、平成19年3月末日をもって解散することとなった。

この際、開発公社のほとんどの事業は廃止され、農地保有合理化事業（空港周辺農地の保有を含む）及び青年農業者等育成事業については、法令等の定めにより実施せざるを得ない事業であることから水産振興公社に事業委譲することとされた。

(2) 解散時の開発公社の財務状況等

開発公社の平成18年度の事業報告書から財務状況等の概要を示す。

ア 会員数及び出資金

解散時の会員数及び出資金は以下のとおりであった。

図表3 - 一般貸付 - 1 - 1 会員数及び出資金

区分	会員数	出資金（単位：千円）	出資比率
千葉県	1	32,600	40%
市	36	19,650	24%
町村	20	4,800	6%
農協連合会	4	24,450	30%
計	61	81,500	100%

（出所）平成18年度事業報告書より作成

イ 平成 18 年度の事業実績

解散直前期の主な事業実績は以下のとおりであった。

図表 3 - 一般貸付 - 1 - 2 主な事業実績

(単位：千円)

事業名		事業費	備考
受託事業	農村整備事業	県営土地改良事業	323,082
		団体営土地改良事業	385,445
		農業集落排水事業	1,215,766
		その他受託事業	474,985
	食品表示適正化推進事業	啓発活動・表示状況確認・報告業務	959
	管理運営事業	農園管理・実践研修 受講者募集及び承認・受講料の徴収等	5,000
	林地の産業廃棄物等不法投棄対策事業	海岸県有保安林パトロール事業	10,087
		林道沿線パトロール事業	7,875
	堆肥利用集団育成支援事業	畜産における労働力支援システムの整備	3,000
	遊休農地再生運動推進事業	農地所有者との土地利用調整及び市町村等関係機関との連絡調整等	1,200
遊休農地の再生に必要な工事等		6,796	
公社営事業	資源リサイクル畜産環境整備事業		346,782
	園芸生産施設等整備事業		-
	農地保有合理化事業		-
支援事業	千葉県新規就農等支援事業		-
			1 件の融資及び就農支援事業費 11,906 千円、事業移管対象
	林業労働力確保支援事業	林業労働力確保支援センター事業	470
		林業雇用改善促進事業	4,446
緑の雇用担い手育成対策事業		957	

(出所) 平成 18 年度事業報告書より作成。

(注) 着色部分は事業移管対象、その他は事業の廃止。

ウ 平成 18 年度の財政状態

平成 18 年度の貸借対照表は以下のとおりである。

図表 3 - 一般貸付 - 1 - 3 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	2,361,882
うち現金及び預金	657,205
うち未収金	1,554,703
固定資産	13,138
資産合計	2,375,021
負債の部	
流動負債	2,326,618
うち未払金	2,324,988
固定負債	2,950
負債合計	2,329,568
正味財産の部	45,452
負債及び正味財産合計	2,375,021

(出所) 平成 18 年度事業報告書より作成。

(注 1) 千円未満は切り捨てている。

(注 2) 長期借入金等が未計上であり、実際には債務超過であった。

エ 平成 18 年度の経営成績

平成 18 年度の損益計算書は以下のとおりである。

図表 3 - 一般貸付 - 1 - 4 収支計算書

(単位：千円)

科 目		金 額
収入の部	事業収入	2,641,909
	補助金収入	282,078
	雑収入	1,863
	固定資産売却収入	188,836
	借入金収入	236,740
	特定預金取崩収入	43,120
	その他収入	424,546
	収入合計	3,819,094
支出の部	事業費	2,546,721
	管理費	1,108,889
	借入金返済支出	98,144
	貸付金支出	1,140
	委託費返還支出	338
	固定資産取得支出	2,735
	農地預り金返済支出	12,000
	預り保証金返還支出	3,908
	特定預金支出	16,296
	就農支援資金売却支出	38,980
	貸倒損失支出	7,012
	予備費	0
	支出合計	3,836,166
	当期収支差額	17,071

(出所)平成 18 年度事業報告書より作成。正味財産増減計算書も作成されているが、ここでは収支計算書を記載した。なお、長期借入金は純増しているが、貸借対照表上は記載されていない。

(注 1) 千円未満は切り捨てている。

(注 2) 借入金収入等を見れば大幅な赤字の状況であった。

(3) 清算処理

清算に当たっては、以下のように不足額が計算された。なお、不足額は職員の退職金分であったとされる。

- ・ 清算に必要な経費 708,000,000 円
- ・ 開発公社自主財源 558,000,000 円
- ・ 不足額 150,000,000 円

当該不足額について、県が開発公社に平成 19 年 3 月 16 日付けで貸付け(実行日は平成 19 年 3 月 22 日)、当該債務を水産振興公社が平成 19 年 3 月 26 日付けで承継するものとした。返済財源については、水産振興公社が開発公社との間で別に締結した空港用地等提供者に係る農用地の買入れ等の事業に関する権利義務の承継に関する協定書に基づく成田国際空港株式会社から支払われる当該年度分の一般管理費から賄うこととされた。

なお、清算に伴って、職員退職金 683 百万円及び清算事務費 25 百万円を賄うために、県は農地保有合理化預金 100 百万円を充てるとともに、退職貸付金(平成 16 年度貸付、これは貸借対照表上借入金として未計上)73 百万円を債権放棄した上で、その不足額 150 百万円を貸し付けたものである。

さらに、貸付けにおいてはその根拠として「社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付要綱」が作成されている。

2 貸付金の返済状況

(1) 当初の返済計画

「社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付契約書」(平成 19 年 3 月 16 日)により、当初は以下の返済計画により返済を行うこととされた。なお、利息は無利息とされている。

図表 3 - 一般貸付 - 1 - 5 返済計画

(単位：千円)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
貸付金	150,000									
償還額	0	11,000	13,000	8,000	8,000	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
残高	150,000	139,000	126,000	118,000	110,000	102,500	95,000	87,500	80,000	72,500
年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
貸付金										
償還額	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
残高	65,000	57,500	50,000	42,500	35,000	28,000	21,000	14,000	7,000	-

(出所) 社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付申請書別記第 2 号様式

しかし、上記は開発公社理事長との間で取り交わされたもので、水産振興公社との間での

「社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付金返済債務承継契約書」(平成19年3月26日)においては、以下のように記載がされ、事実上任意弁済(契約書上毎年の返済額が特定化されておらず、余剰金の範囲で返済が行われることを意味する。なお、返済計画は示されている。)とされ、かつ返済不能となった場合には、県による債務免除がありうるかのような記載となっている。

第2条 乙(筆者記載:水産振興公社)は、別に締結した空港用地等提供者に係る農用地の買入れ等の事業に関する権利義務の承継に関する協定書に基づき、成田国際空港株式会社から乙に支払われる当該年度分の一般管理費を貸付金返済債務の償還財源に充てる。

第3条 甲(筆者記載:千葉県)が、社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付契約書第4条の規定により発行する納入通知書の金額は、当該年度分の一般管理費の範囲内とする。

なお、当該年度分の一般管理費が支払われなくなった場合、貸付金返済債務の承継の経緯を踏まえ、甲が責任をもって対応する。

(2) 平成21年度までの返済状況

水産振興公社の「債権管理簿」上では平成21年度までの返済実績は以下のとおりであった。

- ・平成20年度に返済されるべき11,000千円は、平成21年4月10日に返済されている。
(県側の納入通知書の発行遅延により、年度内返済がなされなかったもので、水産振興公社側に何らかの瑕疵があるとは見られない。) ¹²
- ・平成21年度に返済されるべき13,000千円は、平成22年3月24日に返済されている。

(3) 契約変更

上記の返済方法について県から補助金等を年間かなりの金額(平成23年度-農業部門-千葉県補助金6,399千円、千葉県からの交付金収入12,332千円)を受け取っている団体への貸付金では、返済財源のために補助金を交付しているように見られる虞があるとの会計検査院の意見も考慮し、平成22年6月18日付けで、「社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付金返済債務承継契約書」を以下のように改めた。

第2条 甲(筆者記載:千葉県)が、社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付契約書第4条の規定により発行する納入通知書の金額は、乙(筆者記載:水産振興公社)の農業部門において前年度の余剰金の範囲内とする。

なお、乙の農業部門において前年度の余剰金がない場合、貸付金返済債務の承継の経緯を踏まえ、甲が責任をもって対応する。

¹² 調定伝票起票日が平成21年3月27日、納入通知書発行日平成21年3月31日であり、納期限は平成21年4月30日とされていた。

その結果、平成 22 年度以降の返済実績は以下のとおりとなった。

- ・平成 22 年度分として 2,000 千円が平成 23 年 3 月 23 日に返済されている。
- ・平成 23 年度分として 2,000 千円が平成 24 年 2 月 29 日に返済されている。

3 実施した手続き

平成 23 年度における社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付金に関する関連書類を閲覧し、必要な手続きがとられているかどうかについて調査した。また、関連団体の決算の状況及び資金繰りの状況について調査した。また、貸付金の効果や関連団体への調査等、県による団体のモニタリング状況について調査した。

4 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 貸付金の返済長期化への対応について

当該貸付金は平成 19 年 3 月に解散した開発公社の借金を水産振興公社が引き継いだものであり、当時の諸事情を考慮し、本件融資契約については現行の形式となったものであるが、今後、完済まで 61 年という長期間を要する点や、返済原資を「農業部門において前年度の余剰金の範囲内」としているために、毎期の返済額が変動する（返済計画を下回る）可能性があるという点において、将来、返済が滞る懸念は払拭できない。

「農業部門における余剰金」の具体的な返済財源は、水産振興公社が行う「空港用地等提供者に係る農用地の買入れ等の事業」に関連して成田国際空港株式会社から支払われる一般管理費としているが、当該一般管理費は同事業を行うための管理コストに充当するものであることを考慮すると、借入金の返済財源としては十分ではないとも考えられる。

また、契約書上「甲（千葉県）が責任をもって対応する」という抽象的表現を用いている点についても、本来見直しが望ましいもののそれが困難であれば、本文言に潜在するリスクを回避するためにも、返済長期化への対応が必要と考えられる。

同貸付金は県の財産であり、今後、返済が滞ることのないよう県が十分な指導・監督を行っていく必要がある。

第2 北総東部土地改良区貸付金

1 貸付金の内容及び発生経緯

(1) 貸付金の内容

「水資源開発公団」（現「独立行政法人水資源機構」）は千葉県北総台地の農業振興を目的に、香取市他3市3町5,921ヘクタールの畑地かんがいと水田の用水補給を内容とする「北総東部用水事業（以下、「東部用水事業」という。）」を昭和46年度に着工、昭和55年度に完工した。

同事業に係る事業費の地元（受益者）建設負担金については、北総東部土地改良区（以下、「東部土地改良区」という。）が昭和56年度から償還する計画であったが、未確定地（計画受益面積のうち28%が未確定）の組合員の理解が得られず、これら組合員からの賦課金徴収が困難となったことから、当該面積に対応する建設負担金の償還も困難となった。

千葉県は同地域における農業生産に必要な不可欠な用水供給を行う基幹的水利施設で農業経営の安定と合理化に資するものであること、首都圏の食を支える農産物の供給基地であることを踏まえて、昭和60年10月28日、東部土地改良区と「北総東部用水事業費償還金の一部貸付に関する覚書」を締結し貸付けを行うこととした。

貸付金は昭和60年度から平成10年度に渡り毎年度実施され総額1,897,523千円となり、これを平成10年度から平成26年度までの17年に渡り毎年度111,619千円の償還が行われることとなった。償還は計画どおり実施され、平成23年度末の貸付金残高は334,857千円となっている。

また、貸付金の償還資金は「北総中央用土地改良事業（以下、中央用水事業という）」の受益者から構成される「北総中央土地改良区（以下、中央土地改良区という）」から「東部土地改良区」に支払われる負担金である。中央土地改良区は東部用水事業において建設された用水施設を利用することによって、中央用水事業に要する事業費が軽減されるため、当該共用する施設の建設費の一部を負担金として負担することとなったとのことである。

中央用水事業は東部用水事業同様国営かんがい排水事業として、総事業費51,200百万円、工事期間昭和63年度～平成27年度（予定）までの事業である。

(2) 貸付けの発生から償還までの主な経緯

時期	内 容
昭和 55 年	<p>北総東部用水事業は、昭和 46 年着工、昭和 55 年完工した。</p> <p>計画受益面積のうち 28%分について事業参加が得られなくなり、その分の賦課金の徴収が不可、すなわち水資源開発公団への償還が困難となることが表面化</p>
昭和 56 年	<p>水資源開発公団に対して償還期限の 2 年間の延期を要請し、承認された。</p>
昭和 58 年	<p>償還を 2 年間延ばしたが目途が立たず、58 年分と 59 年分について借入（県信連、千葉銀）で償還した。</p> <p>受益未確定相当の受益者負担金の償還に係る賦課金の徴収は困難なため、同土地改良区から千葉県に償還対策の要望を提出。</p>
昭和 60 年	<p>昭和 60 年 8 月 9 日、北総中央用土地改良事業推進協議会で事業計画が承認。その際、議案には「北総東部用水事業の施設利用については、別途応分の負担をするものとする」旨が謳われている。</p> <p>昭和 60 年 10 月 28 日、千葉県と同土地改良区で「同事業費償還金の一部貸付けに関する覚書」締結。</p> <p>昭和 60 年度から千葉県の貸付けが開始（最終貸付平成 10 年度）。</p>
昭和 61 年	<p>昭和 61 年 3 月 19 日、同土地改良区と北総中央用土地改良事業推進協議会との間で「北総東部用水事業の用水の一部を中央地区に分水することに関する覚書」締結。</p>
昭和 63 年	<p>北総中央用水事業に係る工事が開始（工期平成 27 年予定）。</p>
平成 7 年	<p>平成 7 年 3 月 30 日、北総東部土地改良区と北総中央用土地改良区との間で「協定書」を締結。</p> <p>平成 7 年 3 月 30 日、北総中央用土地改良事業推進協議会構成自治体と北総中央用土地改良区との間で「共用施設の受益者負担金の自治体助成に関する覚書」を締結。</p>
平成 10 年	<p>平成 10 年度から千葉県への償還が開始（最終平成 26 年度）。</p>

(3) 貸付の根拠となる覚書の概要

昭和 60 年 10 月 28 日に千葉県（甲）が北総東部土地改良区（乙）に貸付けを行うに当たって締結した「北総東部用水事業償還金の一部貸付けに関する覚書」の主な内容（抜粋）は以下の通りである。

(貸付け)	第 1 条	・甲は乙に対し予算の範囲内において償還金の一部に充てるための資金を貸し付ける。 ・貸付は、受益面積 5,921 ヘクタールのうち 1,649 ヘクタール相当分の償還金以内とする。ただし、既に借り入れて償還した償還金については、当該借り入れの利息も含むものとする。
(利率)	第 2 条	・無利子とする。
(償還方法)	第 3 条	・貸付金の償還は昭和 73 年度から 17 年以内の均等年賦の方法による。
(貸付けの申請)	第 4 条	・乙は貸付金を借り受けようとするときは、償還資金貸付申請書に必要な書類を添えて提出しなければならない。
(貸付けの決定)	第 5 条	・甲は、貸付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、金銭消費貸借契約書により契約を締結するものとする。

(4) 貸付金の償還の仕組み

貸付金の償還は平成 10 年度から平成 26 年度の 17 年間に渡り毎年度均等額の償還が計画されている。償還原資は東部用水事業で建設された施設のうち、共用施設として使用される部分に対して中央土地改良区から東部土地改良区に支払われる施設負担金が充てられることになった。具体的には、両改良区の間で平成 7 年 3 月 30 日に締結された協定書において、共用施設の対象並びに使用水量等の他、共用施設の建設費の分担金の金額等について分担金の元金（基準年度平成 8 年度末）を 1,115,833 千円、利率年 6 分 5 厘、2 年据置 15 年の元利均等年賦払いとすることが定められた。

また、同じく平成 7 年 3 月 30 日付けで北総中央用土地改良事業推進協議会構成自治体（甲、7 市町村で構成）と中央土地改良区（乙）の間で覚書が締結され、上記負担金については甲すなわち自治体においてその受益面積割合ですべて助成することが定められた。

2 貸付金の発生と償還状況

(1) 貸付金の発生

貸付金の発生状況は以下のとおりである。

図表3 一般貸付 2 1 貸付金の発生状況

(単位：千円)

貸付年度	契約日	支払日	貸付額	貸付金残高
昭和60年	昭和60/10/28	昭和60/10/31	325,223	325,223
昭和61年	昭和61/4/1	昭和61/4/1	149,400	474,623
昭和62年	昭和62/4/1	昭和62/4/1	149,400	624,023
昭和63年	昭和63/4/1	昭和63/4/1	149,400	773,423
平成元年	平成1/4/1	平成1/4/3	149,400	922,823
平成2年	平成2/4/2	平成2/4/2	108,300	1,031,123
平成3年	平成3/4/1	平成3/4/1	108,300	1,139,423
平成4年	平成4/4/1	平成4/4/1	108,300	1,247,723
平成5年	平成5/4/1	平成5/4/1	108,300	1,356,023
平成6年	平成6/4/1	平成6/4/1	108,300	1,464,323
平成7年	平成7/4/3	平成7/4/3	108,300	1,572,623
平成8年	平成8/4/1	平成8/4/1	108,300	1,680,923
平成9年	平成9/4/1	平成9/4/1	108,300	1,789,223
平成10年	平成10/4/1	平成10/4/2	108,300	1,897,523

(出所) 農林水産部耕地課資料

(2) 貸付金の償還

貸付金の償還状況は以下のとおりである。

図表3 一般貸付 2 2 貸付金の償還状況

(単位：千円)

償還年度	償還額	未償還額
平成10年	111,619	1,785,904
平成11年	111,619	1,674,285
平成12年	111,619	1,562,666
平成13年	111,619	1,451,047
平成14年	111,619	1,339,428
平成15年	111,619	1,227,809
平成16年	111,619	1,116,190
平成17年	111,619	1,004,571
平成18年	111,619	892,952
平成19年	111,619	781,333
平成20年	111,619	669,714
平成21年	111,619	558,095
平成22年	111,619	446,476
平成23年	111,619	334,857
平成24年	111,619	223,238
平成25年	111,619	111,619
平成26年	111,619	-
計	1,897,523	

(出所) 農林水産部耕地課資料

3 実施した手続き

- ・所管課より関係資料の提出を受けて、その閲覧、分析並びに質問等を実施した。
- ・また、所管課の担当者とのヒアリングを数回実施し、内容の把握や事実の確認等を行った。

4 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

千葉県は、昭和 60 年 10 月 28 日に東部土地改良区と「北総東部用水事業費償還金の一部貸付に関する覚書」を締結し、東部土地改良区に資金を貸し付けることを決定している。

貸付けに至った経緯は、東部土地改良区が当初予定していた計画受益面積の約 28%部分が未確定地となったため、東部土地改良区は水資源開発公団に対する建設負担金の償還において 28%相当分が実行困難になったことから、東部土地改良区は千葉県に対して償還対策の要望を行った結果、千葉県は償還資金の貸付けを行うことになったものである。

昭和 60 年 10 月 28 日に貸付けに関する覚書を締結した時点で、貸付けする金額の総額並びに時期はほぼ決まっていたと考えられることから、以下の点について問題であったと史料する。

- ・債務負担行為としての議会の承認及び債務負担が継続する平成 10 年度までの間の各年度における予算案への履行状況等に関する開示が必要であったが、それが行われていない。

上記の点について、千葉県のご説明では、「覚書締結時点では貸付金の総額や時期は決まっていたわけではないため、覚書では貸付総額及び期間は定めておらず、従って債務負担行為の対象には該当しないし、覚書も議会での承認は行っていない。また、貸付金は覚書に基づき予算の範囲内で貸し付けることとしており、貸付けに当たっては、覚書第 5 条により毎年度「金銭消費貸借契約」を締結し、単年度予算として議会の議決を行っている」とのことであった。

確かに覚書には貸付金の総額や期間は記載がないが、当時の状況から貸付金の総額は水資源開発公団に対する 28%分の償還金、期間は償還期間と合理的に判断されることから、単に覚書にその記載をしなかったと推察されうる。

実際に貸付けした総額 1,897 百万円と期間昭和 60 年度から昭和 73 年度(平成 10 年度)は、覚書締結当時の東部土地改良区と水資源開発公団との間の償還計画上の貸付金総額及び期間と一致している。

以上述べた事項は昭和 60 年の覚書締結に関連したものであり、過去の問題ということになる。ただし、本来「債務負担行為」として議会の承認が必要であったものが、承認されていないという点は重要な問題であり、今後に向けての留意すべき事項として指摘する。

【一般会計 基金】

第1 森林整備担い手基金

1 制度の趣旨

(1) 目的

森林整備担い手基金は、森林の保全と機能維持及び山村地域振興を図るため、道府県が設置する森林整備の担い手対策のための基金として造成されたものである。当該基金は、森林整備の担い手の確保及び育成を図ることを目的としている（千葉県森林整備担い手基金条例第1条）。

(2) 根拠法令等

当該基金は、地方自治法第241条及び「千葉県森林整備担い手基金条例」（平成5年10月19日千葉県条例第34号）に基づいて設置されている。

2 制度の仕組み

(1) 基金残高の推移

平成19年度から平成23年度までの各年度末における基金残高の推移は、下表のとおりである。

図表3 - 一般基金 - 1 - 1 基金残高の推移

（単位：千円）

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年度末基金残高	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000

（出所）H19 H23 森林整備担い手基金経理補助簿（農林水産部森林課作成資料）

(2) 基金の状況

ア 基金運用の基本方針

基金は、「千葉県森林整備担い手基金条例」及び「千葉県公金及び出納システム保全に関する基本方針」に基づき、各種の預金や有価証券として運用される。関連する条文は以下のとおりである。

千葉県森林整備担い手基金条例

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

千葉県公金及び出納システム保全に関する基本方針

第4 資金管理の原則

1 公金管理等は、安全性を最優先としたうえで、必要な流動性の確保及び効率性の追求をすることとする。

第6 各資金別対策

2 基金

基金所管課は、年度ごとの歳計現金の資金計画を踏まえ、財政担当課長とも調整を図り次の点に留意し、基金を管理、運用する。

なお、預金先の金融機関の選択及び債券の購入にあたっては、安全性の観点から検討を行い、基金の目的に則した最も有利な方式で選定することとする。

(1) 預金

ア 金融環境の変化に対応するため、決済用預金の活用並びに短期の預金による運用を図ることにより、公金の毀損の危険性の低減を図る。

イ 第5の3金融機関の経営評価において経営内容に大きな変化が認められた場合は次の対応をする。

(ア) 証書借入等による県の債務額との相殺が可能な範囲内において預金を行う。

(イ) 預入期間、預入金額及び商品の制限・解除、新規預金の停止・再開並びに預金の移動等必要に応じ、保全措置の見直しや債権保全に向けての対策を講ずる。

(2) 債券

基金は、運用期間及び金額が比較的安定しているため、国債等の債券運用を図る。

ア 債券の運用期間は、基金の目的に最も適した期間とする。

イ 金利変動による差損を回避するため満期まで保有することを原則とする。

イ 基金の運用状況

平成19年度から平成23年度の間基金残高、基金の運用益、運用方法、利率及び運用先の推移は下表のとおりである。

平成21年6月8日以降、千葉県信用農業協同組合連合会の大口定期預金にて運用されている。市場金利の低迷の影響を受け、大口定期預金の運用益は年々減少傾向にある。

図表3 - 一般基金 - 1 - 2 基金残高、運用益、運用方法、利率及び運用先の推移

年度	期間	期間末の 基金残高 (円)	運用益 (円)	取崩額 (円)	運用方法	利率	運用先
19	H19/3/31 ~ H20/3/31	800,000,000	3,200,000	3,200,000		0.400%	一般会計にて 一括運用
20	H20/3/31 ~ H21/3/31	800,000,000	3,200,000	3,200,000		0.400%	一般会計にて 一括運用
21	H21/3/31 ~ H21/6/8	800,272,219	272,219		譲渡性預金	0.180%	千葉銀行
	H21/6/8 ~ H21/9/30	800,522,167	249,948		大口定期預金	0.100%	千葉県信用農業 協同組合連合会
	H21/9/30 ~ H21/12/28	800,658,804	136,637		大口定期預金	0.070%	千葉県信用農業 協同組合連合会
	H21/12/28 ~ H22/3/31	800,000,000	142,802		大口定期預金	0.070%	千葉県信用農業 協同組合連合会
	平成 21 年度合計				801,606	801,606	
22	H22/3/31 ~ H22/6/30	800,139,616	139,616		大口定期預金	0.070%	千葉県信用農業 協同組合連合会
	H22/6/30 ~ H22/9/30	800,240,455	100,839		大口定期預金	0.050%	千葉県信用農業 協同組合連合会
	H22/9/30 ~ H22/12/28	800,298,993	58,538		大口定期預金	0.030%	千葉県信用農業 協同組合連合会
	H22/12/28 ~ H23/3/31	800,000,000	61,173		大口定期預金	0.030%	千葉県信用農業 協同組合連合会
	平成 22 年度合計				360,166	360,166	
23	H23/3/31 ~ H23/6/30	800,059,835	59,835		大口定期預金	0.030%	千葉県信用農業協 同組合連合会
	H23/6/30 ~ H23/9/30	800,120,332	60,497		大口定期預金	0.030%	千葉県信用農業協 同組合連合会
	H23/9/30 ~ H23/12/28	800,178,861	58,529		大口定期預金	0.030%	千葉県信用農業協 同組合連合会
	H23/12/28 ~ H24/3/30	800,000,000	61,164		大口定期預金	0.030%	千葉県信用農業協 同組合連合会
	平成 23 年度合計				240,025	240,025	

(出所) H19 H23 森林整備担い手基金経理補助簿 (農林水産部森林課作成資料)

(3) 業務の流れ

基金の運用益（定期預金等の受取利息）は、一旦基金に繰り入れられた後、「千葉県森林整備担い手基金条例」第4条第一号から第四号に基づいて、林業従事者に資する以下の目的に沿った事業の経費に充てる額が取り崩される。

- | | |
|---|--------------------------|
| 一 | 林業従事者の技術及び技能の向上を推進する事業 |
| 二 | 林業従事者の福利厚生充実を図る事業 |
| 三 | 林業従事者の労働安全衛生の充実を図る事業 |
| 四 | その他基金の設置の目的を達成するために必要な事業 |

上記の目的に沿った事業としては、千葉県林業サービスセンター管理運営事業が実施されている。林業サービスセンターにおいては、木材資源及び環境資源としての森林の適正な整備を進めていくうえで重要な担い手確保に係る対策として、林業担い手育成関係及び林業労働安全衛生関連の研修を実施している。

なお、林業サービスセンターは県所有の施設であるが、管理運営については森林組合に業務委託されている。

このため、当該事業に係る事業費は、補助金（平成19年度まで）及び委託費から構成されている。

平成19年度から平成23年度の間、林業サービスセンター管理運営事業費及び基金運用益の充当額の推移は、下表のとおりである。平成21年度以降、基金運用益が林業サービスセンター管理運営事業費を下回っている。不足分については、一般会計から支出されている。

図表3 - 一般基金 - 1 - 3 林業サービスセンター管理運営事業費及び基金運用益の充当額の推移

(単位：円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基金運用益総額	3,200,000	3,200,000	801,606	360,166	240,025
林業サービスセンター 管理運営事業費 総額	2,700,500	2,479,050	2,415,000	2,310,000	2,289,000
(内訳) 事業内容	研修、管理運営	研修、管理運営	研修、管理運営	研修、管理運営	研修、管理運営
委託費	388,500	2,479,050	2,415,000	2,310,000	2,289,000
補助金	2,312,000	0	0	0	0
うち基金運用益充当額	2,700,500	2,479,050	801,606	360,166	240,025
充当率 /	100%	100%	33%	16%	10%

(出所) 農林水産部森林課作成資料

(注) 平成19年度及び平成20年度については、基金運用益の残額は、林業担い手確保総合対策事業の他の事業費に充当している。

3 実施した手続き

- ・平成 19 年度から平成 23 年度の間、の森林整備担い手基金経理補助簿を閲覧し、運用方法、運用益等について調査した。
- ・また、運用益の事業費への充当状況について調査した。

4 包括外部監査の結果

(1) 基金の有効活用について

同基金は運用益部分を使用して基金の目的たる事業を実施していくことになっている。現在、運用益はすべて林業サービスセンターにおける管理運営事業の委託費に充当されているが、図表 3 - 一般基金 - 1 - 3 のとおり、近年基金の運用益は極めて少額であるため、林業サービスセンター管理運営事業費総額を大きく下回っており、平成 23 年度においては事業費総額の 10%程度をまかなうに留まっている。運用益が現在の水準にあるのは、図表 3 - 一般基金 - 1 - 2 のとおり、運用している大口定期預金の金利が低いことが原因である。現在の低金利の状況を考慮すると、8 億円もの資金を年間数十万円の運用益を獲得するために基金として保有することが果たして有効な資金の活用方法であるのかどうか、非常に疑問が残る。

今後、基金の有効活用のため以下の様な検討を求める。

- ・同基金は平成 5 年に造成され約 20 年間を経過しているが、現在の林業サービスセンター管理運営事業への補てんのみで、同基金の目的である森林整備の担い手の確保及び育成を達成できるのかどうかについて検討すべきと考える。その場合、同事業を含めて目的を達成するためには何を実施することが効果的か、それをいつまでにどのように実施していくのか、いくらの予算が必要か等について、県、市町村、森林組合等の間で十分に協議を行い、中長期計画及び単年度計画として取りまとめることが重要と考える。
- ・現在の低金利下では、有効な事業の実施のためには基金の取り崩しが検討されるべきと思われるが、上記計画を受けて、各年度ごとの基金の取り崩しや運用の方針を決める必要があると考える。

(2) 運用方法の再検討について

平成 21 年度以降、基金は一般会計においての一括運用から森林課による運用に変更されている。図表 3 - 一般基金 - 1 - 2 のとおり、平成 21 年 3 月 31 日から 6 月 8 日までは千葉銀行の譲渡性預金により運用され、それ以降は千葉県信用農業協同組合連合会の大口定期預金（設定から満期までの期間が 3 ヶ月）により運用されている。森林課によれば、千葉県では公金の保護策として借入金の相殺枠を活用しており、千葉県信用農業協同組合連合会の借入金相殺枠が不足していた平成 21 年 3 月 31 日から 6 月 8 日までの期間は一時的に千葉銀行を運用先とし、相殺枠の不足が解消された後千葉県信用農業協同組合連合会を運用先として選定したとのことである。また、運用手段としては、県全体として、当該金融機関からの一時借入金の利息の低減を図るため、大口定期預金を選定しており、その運用期間については、「『千葉県公金及び出納システム保全に関する基本方針』第 6 各資金別対策 2 基

金（１）預金 ア」において、短期の預金による運用を図ることにより公金の毀損の危険性の低減を図る旨、規定されていることから、３ヶ月を選択しているとのことである。

しかし、一般的には、設定から満期までの期間が３ヶ月の定期預金は、支払資金の余剰分を短期的に運用する手段として用いられることが多い。従って支払資金ではない当該基金の運用手段として、３ヶ月定期預金が果たして適切といえるかどうか、非常に疑問が残るところである。

当該基金は支払手段としてではなく事業費に充当するための運用益を獲得する目的で保有されていることから、支払手段として保有する預金と同等の流動性を確保する必要はない。流動性を確保する必要があるとすれば、「『千葉県公金及び出納システム保全に関する基本方針』第６ 各資金別対策 ２ 基金（１）預金 イ」に規定されているような、金融機関の経営内容に著しい変化が認められる場合であると考えられる。

上記を考慮すると、もし、千葉県信用農業協同組合連合会の経営内容について特段考慮すべき点がないということであれば、相殺枠を活用しかつ短期の預金で保有するという選択肢は、千葉県信用農業協同組合連合会の経営内容から評価されるリスクと比較すると、安全性及び流動性を過度に重視し効率性を犠牲にした選択であると言わざるを得ない。逆に、千葉県信用農業協同組合連合会の経営内容に著しい変化が認められたために相殺枠を活用した運用方法を選択したということであれば、そもそも「最も確実かつ安全な方法」（「千葉県森林整備担い手基金条例」第３条）とは言いがたく、基金の運用方法としては適切ではないと考えられる。

今一度、債券による運用も含め、もっとも適切な運用方法が何であるかについて、再検討する必要がある。

（３）林業サービスセンター管理運営事業の有効性の評価について

同基金の運用益は長期に渡って林業サービスセンター管理運営事業に充当されている。しかしながら、現状、林業サービスセンター管理運営事業が基金の目的に照らして有効であったか、すなわち事業の有効性についての評価が行われていない。

もちろん、現状、林業担い手育成関係及び林業労働安全衛生関連の研修が実施されているのは、林業の担い手確保に有効であるとの考えからである。

しかし、事後の検証・評価が伴っていないため、掛けたコストに対してどの程度有効性を発揮したのかについては不明であるといわざるを得ない。

また、有効性の評価を行うことにより、事業の課題を把握し改善策を打ち出すことができ、より効果的な事業の実施に資することにもなる。

林業サービスセンター管理運営事業の有効性について検証・評価を定期的かつ継続的に行い、より効果的な事業実施に努める必要がある。

５ 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

特に指摘すべき事項はない。

第2 森林整備加速化・林業再生基金

1 基金の趣旨

(1) 基金設置の目的

間伐、林内路網整備、木造公共施設等整備など、伐採から搬出・利用の一貫した取組により、森林整備の一層の促進及び林業、木材産業その他の地域産業の再生を図るため、林野庁から交付された補助金で県が基金を設置している。

(2) 根拠法令等

- ・ 森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱
(平成21年5月29日21林整計第83号)
- ・ 千葉県森林整備加速化・林業再生基金条例

(3) 本基金の特色(元本を執行に充当可能な基金)

一般的に、基金とは元本の運用利回りで事業を実施していくものである。しかし、こちらの基金は森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱の「第6 国の助成措置及び都道府県の基金事業の実施の2 都道府県の助成等」において「都道府県知事は、交付された補助金によって基金を造成し、第2で定める基金事業について、市町村及び事業主体からの申請に基づき、基金を財源として補助を行うほか、自ら基金事業を実施できるものとする。」と規定されていることから、複数年で基金を取崩し、これを事業執行に充当していく事業である。

2 基金の仕組み・手続き

(1) 森林整備加速化・林業再生基金の概要

本基金を利用するには、「森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱」に基づき、地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等の幅広い関係者からなる「地域協議会」の設置が義務付けられている。

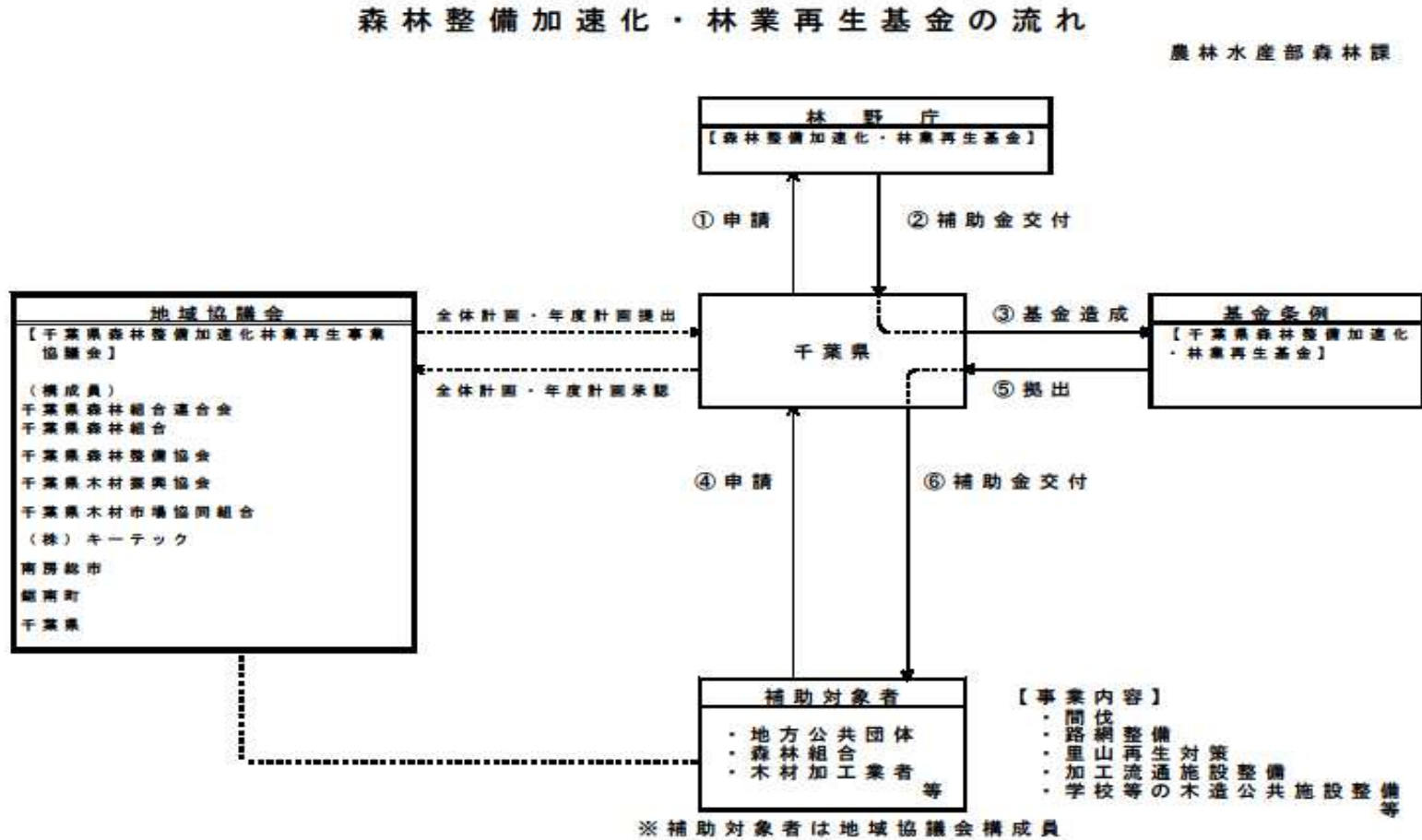
本地域協議会が主体となって、地域の創意工夫を活かした から のような事業の組合せによる総合的な取組を実施した場合に、必要経費に対して基金財源で支援を行うこととなっている。

間伐及び路網整備(定額助成) 森林境界の明確化並びに侵入竹の除去など里山再生の取組

間伐材のフル活用を図るための利用拡大に対応した、製材施設・木質バイオマス利用施設、高性能林業機械等の整備、間伐材の流通円滑化の取組

学校の武道場や社会福祉施設など公共施設等での地域材利用の取組

図表3 - 一般基金 - 2 - 1 森林整備加速化・林業再生基金の概要



(出所) 森林課より入手

(2) 基金管理体制・業務フロー

基金の管理体制及び業務フローは以下のようにになっている（～ は前頁に記載した図表と対応している）。

基金受入にかかる業務フロー

県が積算した必要額を国（林野庁）に申請

林野庁は内容審査の後、補助金として交付

県は で受領した補助金で基金を造成し、林野庁に報告（後日、国は基金が設置されたか検査を実施）

基金執行にかかる業務フロー

執行に先立ち、県の林業関係諸団体から構成される「地域協議会」が、毎年「年度計画」を策定する。計画の策定過程において、地域協議会は各地方公共団体・森林組合等から要望のあった事業をヒアリングし、内容の適切性・必要額を協議する。

県は当該年度計画の提出を受け内容を検討し、問題なければ承認する。同時に、当該計画を林野庁に報告する。

年度計画に従った事業執行を実施する各団体（地方公共団体・森林組合等）は執行に見合う金額を県に申請する。

県は申請内容、申請額を検証し、事業実施後、検査（例：間伐等の場合には伐採事実を県職員が確かめに現地へ行くなど）の後、基金から必要額を取り崩す。

県は取り崩しを認めた額を補助対象者に補助金（県自身の場合には委託料）として交付する。

なお、本基金を使った事業には複数の種類があり、事業種類ごとに補助率が異なる（例：5割、10割、定額など）。このため、県は実施した事業ごとに決められた補助率で金額を取り崩し、これを国に報告する仕組みとなっている。

図表 3 - 一般基金 - 2 - 2 対象事業と補助率

メニュー	事業主体	補助率等
地域協議会の運営、 調整・調査、計画作成、 普及等	地域協議会、 都道府県及び市町村	定額（10/10 以内で都道府県知事が 定めるものとする） 全額、国の基金で賄うことが可能
間伐	都道府県及び地域協議会の 構成員のうち、市町村、森 林組合、森林組合連合会な ど	定額（林野庁長官が別に定める基準 に基づき都道府県知事が定めるも のとする）
里山再生対策	都道府県及び地域協議会の 構成員のうち、市町村、森 林組合、森林組合連合会な ど	定額（林野庁長官が別に定める基準 に基づき都道府県知事が定めるも のとする）
特用林産施設整備	都道府県及び地域協議会構 成員のうち、市町村、森林 組合、森林組合連合会など	定額（1/2 以内で都道府県知事が定 めるものとする）

（出所）森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱「別紙」

（注）監査人が上記「別紙」から一部抽出の上記載している。

（3）交付申請に係る審査体制

（2）で述べたように、地域協議会では各団体からの要望を受け毎年「事業計画書」を作成している。県では当該事業計画の内容・妥当性を検討し、必要と認められた事業を承認すると共に林野庁に提出している。この事業計画の内容・妥当性の検討を通じ、基金使途の妥当性、交付申請の妥当性を検証している。

3 基金の実績

(1) 森林整備加速化・林業再生基金事業実績の推移（設置～平成23年度）

図表3 - 一般基金 - 2 - 3 基金額の推移

（単位：千円）

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	計
(1)補助金受領額	500,000	98,000	479,300	1,077,300
(2)執行完了額	111,450	185,804	287,166	584,421
(3)運用益	0	176	90	267
(4)資金残額 ((4)前年度 + (1)当年度 - (2)前年度 + (3)当年度)	500,000	486,726	780,311	-

（出所）森林課からの提示資料を監査人が加工

（注1）本基金は平成21年度から始まった事業の為、それ以前の残高はない

（注2）執行額は翌年度に全額支払っている整理で本表は作成されている。このため「(4)資金残額」は、基本的に「前年度」執行額を控除した計算となっている。

増加は国（林野庁）からの補助金交付額である。複数年執行を前提とする場合、通常、数年に一度まとまった金額が入金されることとなる。しかし、本基金が毎年入金されているのは以下の から の異なる要因によるものであり、異常なものではない。

平成21年度受領額（500,000千円）は平成21～23年度の3年間分の執行を見積もって受領した為

平成22年度受領額（98,000千円）は国の補正予算追加額が入金された為

平成23年度受領額（479,300千円）は平成24～26年度の3年間分の執行を見積もって受領した為

一方、減少額は全額執行に伴う取崩であり、平成21年度及び平成22年度の入金合計額598,000千円に対し、平成23年度までの執行累計額で584,421千円執行されている（詳細は次の（2）にて記載）。

(2) 基金取崩額の内訳

基金設置以降 23 年度までの取崩の内訳、相手先は次頁のとおりとなっている。

図表 3 - 一般基金 - 2 - 4 執行額内訳

(単位：千円)

相手方	事業内容	執行額			種別
		21 年度	22 年度	23 年度	
千葉県森林整備加速化・林業再生事業協議会	協議会の設立・運営、調査、研修	2,817	4,485	5,928	補助金
千葉県森林組合	除間伐、基幹作業道、作業路、森林境界明確化、侵入竹除去、広葉樹林再生	32,780	92,889	153,438	補助金
千葉市森林組合	除間伐	-	1,560	7,352	補助金
千葉県森林整備協会	除間伐	-	2,645	2,882	補助金
千葉県(千葉県森林組合他)	松くい虫被害木伐倒駆除	73,353	43,173	29,501	委託料
鋸南町	木製遊具 4 基	2,500	-	-	補助金
千葉県木材市場協同組合	ログスキャナー 1 式	-	6,310	-	補助金
南房総市	屋外部室倉庫 1 棟	-	10,830	-	補助金
佐倉市	佐倉市立馬渡保育園	-	3,911	74,313	補助金
並木木材(株)	モデル住宅 1 棟	-	20,000	-	補助金
ちばの木認証センター	産地が明らかな地域材を使用した住宅への助成(35 棟)	-	-	13,750	補助金
執行額 合計		111,450	185,804	287,166	

(出所) 森林課からの提供資料(各年度の執行額内訳)を監査人が加工

(注) 千葉県が委託料として受領している金額は、入札等を実施し各種委託先へ支払っている。主な支払先は森林組合その他民間企業である。

毎年発生している執行額のうち、大口の事業は 千葉県森林組合に対する除間伐等(23 年度執行額 153,438 千円) 千葉県が森林組合等に委託して実施した松くい虫被害木伐倒駆除(同執行額 29,501 千円)の 2 点が挙げられる。

このうち、千葉県森林組合に対する除間伐等は、平成 21 年度（32,780 千円）、平成 22 年度（92,889 千円）、平成 23 年度（153,438 千円）と増加している。これは、主に除間伐の増加に伴い補助金額が増加したものと回答を受けている。

図表 3 - 一般基金 - 2 - 5 千葉県森林組合の各種事業実施量

(単位：ha、mなど)

年度	除間伐 (ha)	基幹作業道 (m)	作業路 (m)	森林境界 明確化 (ha)	侵入竹除去 (ha)	広葉樹林再 生(ha)
21年度	77.00	797.00	250.00	14.00	3.00	1.14
22年度	257.71	676.00	4,608.00	173.91	8.52	0.00
23年度	427.03	741.00	7,770.60	220.02	44.61	0.00

(出所) 森林課からの提示資料を監査人が加工

一方、松くい虫被害木伐倒駆除の補助金は、初年度の平成 21 年度に多くの駆除を実施し、平成 22 年度にその 1/3 程度の実施になり、平成 23 年度に平成 22 年度より 3 割ほど多い駆除を実施している。

ただし、金額は毎年大幅に減少している。この点、森林課によると平成 22 年度は松くい虫の駆除に加え、樹幹注入作業（薬剤散布でなく、直接松に薬剤を注入する方法。）も実施した為に実施数量あたりの単価が高額になり、平成 23 年度に比べると補助金額が高額になったという回答を受けている。

図表 3 - 一般基金 - 2 - 6 松くい虫対策への実施数量と補助金額の推移

(単位：m³及び千円)

年度	実施数量 (m ³)	補助金額 (千円)
平成 21 年度	3,341.0	73,353
平成 22 年度	1,091.0	43,173
平成 23 年度	1,331.3	29,501

(出所) 森林課提示資料より監査人が加工

(3) 基金管理（業務）体制

基金の実施計画は、既に「2(2)」で述べたように、各団体からの要望を受け地域協議会が策定した「事業計画書」を県が内容を検討し、必要と認めた事業（補助金支給する相手方の適切性も含めて検討する）について実施することになる。

その後、実施事業を県が検査し、各事業の実施主体に補助金を支払っている。

(4) 基金の運用

本基金は基本的に、「千葉県公金及び出納システム保全に関する基本方針」に基づき、普通預金及び定期預金で運用しているとの回答を受けている。

(5) 助成事業の効果

執行額のとおり除間伐による森林の公益的機能の増進、松くい虫の被害の拡大の阻止等が効果として挙げられる。本基金で実施した事業の効果は林野庁森林整備部計画課長通知「林野公共事業における事前評価マニュアル」に基づき「便益集計表」を作成し効果を算定している。

具体的な効果測定方法は以下のとおりである。

図表3 - 一般基金 - 2 - 7 便益集計表で集計される効用の例

事業内容	効果算定名称の一例	測定方法など
除間伐	洪水防止便益	雨が土壌に浸透もしくは蒸散せず河川等に流れてしまう最大流出量につき、事業実施により森林が整備された状態とそうでない状態を比較し、森林整備による森林内からの最大流出量減少分を推定し、この減少する最大流出量を治水ダムで機能代替させる場合のコスト

(出所) 林野庁森林整備部計画課長通知「林野公共事業における事前評価マニュアル」から監査人が抜粋

4 実施した手続き

(1) 県における手続

- ・補助金実施要綱や条例に従って管理・運用されているか、実施要綱や条例の概要を把握すると共にヒアリングを実施した。
- ・基金の取り崩しには上記実施要綱や条例に従ったものとなっているか、関連証憑の閲覧・照合を実施した。
- ・間伐等についての現地確認について、サンプルで資料査閲を実施した。
- ・基金残高が適切に確保されているか、根拠資料で内容を把握した。
- ・基金の運用が効率的に実施されているかヒアリング、資料査閲を実施した。

5 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 効率的な資金運用の検討

現状、受領した資金は定期預金もしくは普通預金で運用している。

しかし、執行額は基本的に毎年度の事業計画に基づいており、当該計画を大幅に超える執行額は想定されていない。そのため、補助金入金額のうち事業計画での執行額を差し引いた大部分の金額は、翌年度以降の執行に充当するものであり、入金から支出までには1年以上期間があると考えられる。

また、「千葉県公金及び出納システム保全に関する基本方針」によると、「基金所管課は、年度ごとの歳計現金の資金計画を踏まえ、財政担当課長とも調整を図り次の点に留意し、基金を管理・運用する。」、また、「基金は、運用期間及び金額が比較的安定しているため、国債等の債券運用を図る。」とあるが、これが実施されていない。

従って、例えば 林野庁からの基金は執行した翌年度期首に全額入金される 執行額も翌年度期首に支払われ、各年度の未執行残高の 80%は翌年度以降の執行に充当されると仮定し国債を購入し運用可能と想定すると、現状の運用益の概ね 2 倍近い運用が可能と予想される。

図表 3 - 一般基金 - 2 - 8 資金運用の試算

内訳	21 年度	22 年度	23 年度		
A：補助金受領額	-	500,000	98,000		
B：執行完了額	-	-111,450	-185,804		
C：資金残高 (前期繰越+A-B)	0	388,550	300,746		
D：余資運用可能額 (C×80%)(注)	0	310,840	240,596	(単位：千円)	
E：想定金利 ¹³	0.1%	0.1%	0.1%	合計	参考：現状の 運用益累計
F：想定運用益	0	310	240	550	267

(出所) 森林課から提示された資料を監査人が加工

(注) 80%という数字は「仮に期末以前に事業費を支払う必要があるとしても、基金全額ではなく 20%程度と予想し、残額の 80%は運用にまわせるのでないか」と推定しているものである。

昨今、低金利の情勢ではあるが、このように少しでも有利な運用を実施することで、より多くの執行を可能とする財源が調達できる。また、こちらの基金以外にも県には多くの基金が設置されているが、これらを合算して運用すればそれだけ有利な資金運用も可能と考えられる。

このため、定期預金、普通預金以外での運用の検討、実行が望まれる。

¹³ (財務省ホームページ)「過去の金利情報」より国債利回り情報を入手
<http://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/kako.htm>

第3 森林整備地域活動支援基金

1 基金の趣旨

(1) 基金設置の目的

本基金は、「森林経営計画」の策定支援、効率的な施業を行う為の森林施業集約化のための支援、経営計画に伴う路網の改良等に対する支援を通して計画的かつ適切な森林整備を推進する為、設置されている。

「森林経営計画」とは、平成 23 年度までは「森林施業計画」と呼称されていたものと概ね同様の内容で、森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者(以下、「森林所有者等」という。)が、自発的に作成した合理的な森林施業及び保護の計画をいう。

この「森林経営計画」策定は、森林が有する水源のかん養や生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の緩和といった森林の多面的機能を十分に発揮させることを目的としており、本計画を策定した森林所有者には、材木伐採・売却に伴う所得税の減免や、相続税の減免といった税制上の優遇策が設けられている。

(2) 根拠法令等

- ・森林整備地域活動支援交付金実施要領
- ・千葉県森林整備地域活動支援基金条例
- ・千葉県森林整備地域活動支援交付金等交付要綱

(3) 本基金の特色(元本を執行に充当可能な基金)

一般的に、基金とは元本の運用利回りで事業を実施していくものである。しかし、こちらの基金は千葉県森林整備地域活動支援基金条例第5条において、目的に合致した事業に要する経費に充てる場合に限り、これを処分することができる旨規定されていることから、複数年で基金を取崩し、これを事業執行に充当していく事業である。

2 基金の仕組み・手続き

(1) 森林整備地域活動支援交付金事業の概要

指定された事業について、実費相当を補助する(ただし、上限額有)。当該指定事業の負担内訳は、平成 23 年度の場合、国 1/2、県 1/4、森林所在地の市町村が 1/4 となっている(なお、「森林整備地域活動支援交付金実施要領」にて事業内容ごとに国と地方公共団体の負担割合は規定されており、県と市町村の負担割合は「千葉県森林整備地域活動支援交付金交付要綱」の別表にて定められている)。

平成 23 年度においては、次の 3 事業が補助対象となっている。

図表3 - 一般基金 - 3 - 1 対象事業一覧

事業名称	(1)「森林経営計画(仮称) ¹⁴ 作成促進」に対する支援	(2)「施業集約化の促進」に対する支援	(3)「作業路網の改良活動」等に対する支援
対象森林	森林経営計画(仮称)の作成対象森林	森林施業計画等が策定されている森林のうち、集約化実施計画の対象とする森林	森林施業計画の認定を受けている森林
交付対象事業	「森林経営計画」作成対象の森林等に対し、森林情報の収集活動、森林経営計画(仮称)の策定にかかる合意形成活動	対象森林内において実施される施業の実施に係る森林情報の収集活動、施業の実施に係る合理形成活動	対象森林内で森林施業計画の計画期間を通じて実施される作業路網の改良活動
交付単位	積算基礎森林の面積1ha当り 上限8,000円(実費)	積算基礎森林の面積1ha当り上限 ・間伐(境界不明瞭)48,000円(実費)等	積算基礎森林の面積1ha当り上限 5,000円(実費)

(出所) 森林課からの提示資料をもとに監査人が加工

(2) 基金管理体制・業務フロー

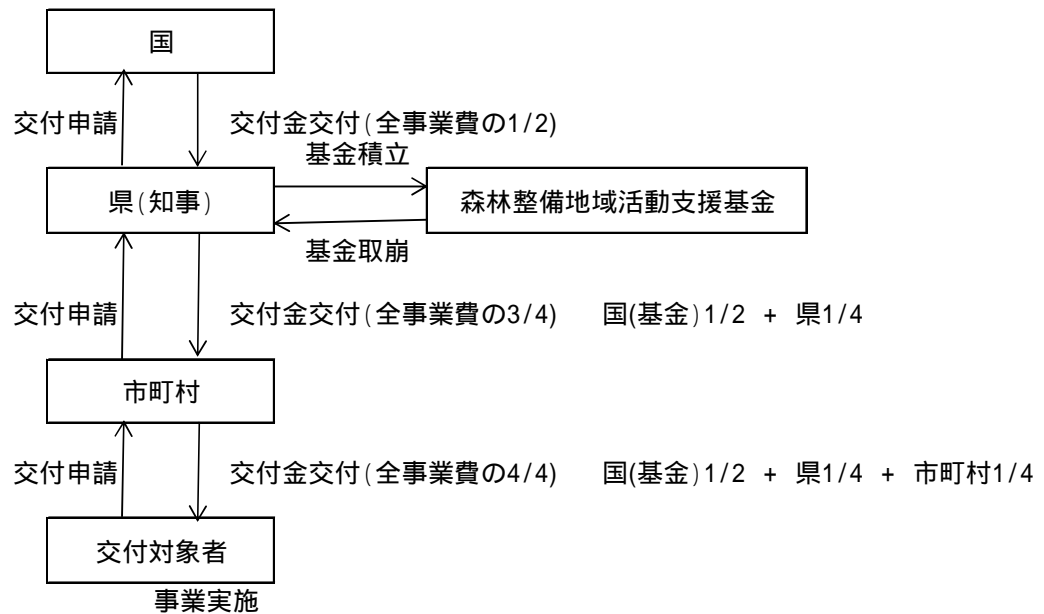
国はまず、県から申請を受けた必要額を支給する。県はこちらを原資に「基金」を設置するが、年度初めに各年度に執行予定額を一般財源化するために基金を取り崩し保有している。県では、交付申請者が事業を実施した後、事業費の1/2を基金から、同1/4を県の自主財源から拠出し、市町村に渡す。

市町村では受領した全事業費の3/4の資金に、自主財源の1/4分を加算し、事業実施者に渡すこととなる(なお、平成23年度の場合は上記比率の事業しかなかったが、平成21年度、平成22年度までの場合全額国費負担事業(例:森林の被害状況等確認)もあった。その場合には県が国費負担分として事業費全額を基金取崩で支払っている)。

これを図式化すると次のようになる。

¹⁴ 平成23年度は、平成24年度からスタート予定の「森林経営計画」策定準備に本基金が利用可能だったため、(仮称)と付記している。

図表3 - 一般基金 - 3 - 2 交付金の業務フロー



県は、国庫財源の基金からの取崩金(1/2)に
 県の負担金(1/4)を合わせて市町村に交付
 市町村は実費相当の交付金を交付対象者に支給

(出所)千葉県森林課より受領

(3) 交付申請に係る審査体制

(以下、主に「森林施業計画」もしくは「森林経営計画」策定の認定体制について述べる)

「森林経営計画」が適切に策定されているかどうかは、森林を所管する市町村・県の林業事務所・県の森林課のいずれかで審査し、認定する(1つの市町村の区域で完結する森林は市町村、複数の市町村をまたがっている森林は県の林業事務所、複数の林業事務所にまたがる森林は県の森林課が所管する)。

具体的には、森林法第11条第5項¹⁵各号を満たすか(例:市町村の森林整備計画と整合していること、1箇所の皆伐面積が20ヘクタール以下になっていることなど)が審査され、全てを満たせば、計画は認定される。

¹⁵ (森林経営計画)

第十一条 5 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする(以下略)。

3 基金の実績

(1) 森林整備地域活動支援交付金の交付実績の推移(平成19年度～平成23年度)

本交付金の事業別交付実績は以下のようになっている。

図表3 - 一般基金 - 3 - 3 森林整備地域活動支援交付金 交付対象面積と基金推移

(単位: ha、千円)

	H19	H20	H21	H22	H23
交付対象 面積 (ha)	区域明確 化等 861.20	区域明確 化等 946.83	区域明確 化等 868.70 被害状況 確認 454.72	区域明確 化等 711.65 被害状況 確認 317.26	施業集約化 の促進 22.02 作業路網の 改良活動 75.07
前年度末 積立金	2,090	3,040	2,180	9,470	4,520
当該年度 交付金 (交付金)	3,100	1,500	14,013	-	1,495
資金取崩額	2,153	2,367	6,718	4,951	716
資金残額 + -	3,039	2,177	9,476	4,525	5,307
資金運用益	5	4	-	2	-
次年度持越額 + (当年度末 基金残高)	3,044	2,182	9,477	4,528	5,308

(出所)森林課から受領した資料を監査人が加工

(注)平成18年以前から基金は設置されている。しかし、平成18年度以前は主に「森林施業計画の実行」目的での事業が執行されており(具体的には、各森林の所有者が維持管理を行う点に対し、補助金支給を行っていたとのこと)、平成19年度以降と異なる用途だったことから、直近の平成19年度以降のみ記載している。

平成18年度までは、主に森林維持管理に着目して本補助金が支給されていたが、平成19年度以降は森林組合等の森林事業体の「森林施業計画」(森林経営計画)策定支援に補助金支給の重点が変更されたと回答を受けている。これは各森林の所有者の高齢化及び林業の採算性の悪化により、各森林所有者に森林の維持管理を直接実施させ続けることが困難となった実情を踏まえ、森林組合等の林業事業体への受託を通じて森林整備を集約化し、計画的かつ適切に森林整備を実施するため、計画書作成へ重点を変えたということである。

なお、平均すると毎年2～3百万円程度しか執行実績がないにもかかわらず、平成21年度

に14百万円もの交付が発生しているが、これは国からの指図により3年分(平成21年度～平成23年度)を一括受領したためとのことである。

(2) 基金取崩額の内訳

基金取崩額の内訳は次表のようになっている。このうち、平成19年度から平成22年度までは「施業実施区域の明確化作業」で毎年3～4百万円程度事業実施されていたが、平成23年度からはそのような事業メニューがなくなったこと、また、平成24年度以降「森林施業計画」から「森林経営計画」に切り替わることもあり、平成23年度は計画策定自体の補助実績も発生せず、事業実績としては総額140万円余りと少額で推移した。

図表3 - 一般基金 - 3 - 4 平成19年度～平成23年度交付金交付実績額内訳

(単位: ha、千円)

年度	メニュー	施業計画の 必要性(注)	対象面積 (ha)	交付金額 (千円)	交付金額 拠出内訳		
					国(千円)	県(千円)	市町村 (千円)
19	森林情報の収集活動	×	-	-	-	-	-
	施業実施区域の明確化作業		861	4,306	2,153	1,076	1,076
	計		861	4,306	2,153	1,076	1,076
20	森林情報の収集活動	×	-	-	-	-	-
	施業実施区域の明確化作業		946	4,734	2,367	1,183	1,183
	計		946	4,734	2,367	1,183	1,183
21	森林情報の収集活動	×	-	-	-	-	-
	森林情報の収集活動及び境界の明確化等	×	-	-	-	-	-
	施業実施区域の明確化作業		868	4,343	2,171	1,085	1,085
	境界の明確化	×	-	-	-	-	-
	森林の被害状況等確認		454	4,547	4,547	-	-
計		1,322	8,890	6,718	1,085	1,085	
22	森林情報の収集活動	×	-	-	-	-	-
	森林情報の収集活動及び境界の明確化等	×	-	-	-	-	-
	施業実施区域の明確化作業		711	3,558	1,779	889	889
	境界の明確化	×	-	-	-	-	-
	森林の被害状況等確認		317	3,172	3,172	-	-
計		1,028	6,730	4,951	889	889	
23	森林経営計画(仮称)作成促進	×	-	-	-	-	-
	施業集約化の促進		22	1,056	528	264	264
	作業路網の改良活動		75	346	187	79	79
	計		97	1,402	715	343	343

(出所) 千葉県森林課からの提供資料を監査人が加工

(注) 「施業計画の必要性」とは、森林施業計画が策定されている場合に補助可能なメニューに、そうでない場合に×を記載している。

(3) 基金管理（業務）体制

まず、各市町村で取りまとめた本基金事業への使用見積額に基づき、県が農林水産省に「交付申請書」を提出し、資金受領する。

その後、各市町村で集計した本基金事業の実績額を取りまとめ、県から林野庁に「実績報告書」を提出することとなる。

(4) 基金の運用

基金の運用は現状、全て普通預金で運用されている。この点、県の所管部署によると平成21年度から平成22年度までは「森林の被害状況等確認」という事業があり、全額、国の負担で実施可能であったことから、台風等の被害で突発的な支出を想定し運用できなかったということである（この点については後述「6(1)」にて記載している）。

(5) 助成事業の効果

森林施業計画の策定進捗状況は以下のようになっている。

図表3 - 一般基金 - 3 - 5 森林施業計画（森林経営計画）認定面積の比較

(単位：ha)

	千葉県	茨城県	埼玉県	東京都	神奈川県	備考
(1) 民有林面積	149,828	143,000	108,444	70,960	84,137	
(2) 森林施業計画 認定面積	14,046	65,260	42,302	18,838	14,563	H24.3.31 現在
(3) 森林経営計画 策定済の森林面積	0	6,380	0	0	0	H24.7.17 現在
(4) 計画認定率 (=(2)+(3))÷ (1))	9%	50%	39%	27%	17%	

(出所) 森林課提示資料を監査人が加工

近隣の都・県と比べると、千葉県の森林施業計画（経営計画）の計画認定率は低いものとなっている。これは

公有林の少なさ：公有林（国以外の地方公共団体、つまり、都道府県、市町村、財産区等が有する森林）は通常大規模で、私有林（個人や民間企業の有する森林）に比べ森林経営計画を導入し易い条件が揃っているが、千葉県は他の都・県に比べて公有林の面積が少ないこと

人工林の少なさ：人工林（人の手により播種・植林された森林をいう。反対の、自然と森林になった森林を天然林という）が相対的に少ない結果、あえて森林経営計画を策定しようとする動機付けが少ないこと

ということが背景にあるということである。

このような傾向は、次頁の森林状況でも判明する。

図表3 - 一般基金 - 3 - 6 南関東の森林状況

(単位: ha)

各都県 森林内訳		千葉県		茨城県		埼玉県		東京都		神奈川県		平均	
森林面積(注1)(ha)		157,583		188,000		120,677		78,666		94,903		127,966	
国有林(注2)面積(ha) (森林面積に対する百分率)		7,755	(4.9%)	45,000	(23.9%)	12,233	(10.1%)	7,706	(9.8%)	10,766	(11.3%)	13,910	(12.0%)
民有林(注3)面積(ha) (森林面積に対する百分率)		149,828	(95.1%)	143,000	(76.1%)	108,444	(89.9%)	70,960	(90.2%)	84,137	(88.7%)	92,728	(88.0%)
計:森林面積(ha)		157,583	(100.0%)	188,000	(100.0%)	120,677	(100.0%)	78,666	(100.0%)	94,903	(100.0%)	106,638	(100.0%)
民有林の内訳	公有林(注4)面積(ha) (民有林に対する百分率)	10,475	(7.0%)	4,000	(2.8%)	14,984	(13.8%)	21,071	(29.7%)	24,778	(29.4%)	12,551	(16.5%)
	私有林(注5)面積(ha) (民有林に対する百分率)	139,352	(93.0%)	139,000	(97.2%)	93,459	(86.2%)	49,890	(70.3%)	59,359	(70.6%)	80,177	(83.5%)
計:民有林の面積(ha)		149,828	(100.0%)	143,000	(100.0%)	108,444	(100.0%)	70,960	(100.0%)	84,137	(100.0%)	92,728	(100.0%)
民有林人工林(注6)面積(ha) (民有林に対する百分率)		55,913	(37.3%)	77,000	(53.8%)	57,431	(53.0%)	34,136	(48.1%)	31,884	(37.9%)	42,727	(46.0%)
森林施業計画認定面積(ha) (民有林に対する百分率)		14,046	(9.4%)	65,260	(45.6%)	42,302	(39.0%)	18,838	(26.5%)	14,563	(17.3%)	25,835	(27.6%)

(出所) 森林課から提示された資料(各都県森林・林業統計情報(ホームページ)を基に作成)に基づき監査人が加工

(注1) 森林面積: 国有林面積 + 民有林面積の合計。

(注2) 国有林: 国が所有する森林。

(注3) 民有林: 国有林以外の森林で、公有林と私有林がある(ただし、神社の境内の森林や公園の森林等を除く)。

(注4) 公有林: 都県、市町村、財産区等が所有する森林。

(注5) 私有林: 個人や企業等が所有する森林。

(注6) 人工林: 人が苗木を植えて育てた森林。

図表3 - 一般基金 - 3 - 6を見ると、例えば東京都と神奈川県は森林施業計画（経営計画の前身）認定面積より公有林面積の方が大きいことから、公有林も100%計画策定が完了していないことが推定される。しかし、公有林自体の面積が多いことから、森林施業計画の面積も千葉県に比べ多くなっている。

次に、茨城県と埼玉県は森林施業計画（経営計画の前身）認定面積より公有林面積の方が小さいことから、公有林面積以外にも私有林で計画策定していると推定される。

この点、茨城県や埼玉県と、千葉県との私有林での計画策定の進捗が著しく異なる要因について質問したところ、以下の 〃 の回答を入手している。

両県とも千葉県に比べ古くから林業で生計を立てている人が多く、その分人工林が多い為に施業計画策定への意識が高いものと推測されること（次の図表3 - 一般基金 - 3 - 7で見るとおり、林業産出額、生産林業所得のいずれも千葉県より埼玉県・茨城県は多額に計上している）

両県とも千葉県に比べ、森林所有者がまとまった森林を所有している為、施業計画を作成しやすい傾向があると推定されること（森林施業計画は森林整備を集約する目的で策定される為、概ね30ヘクタール以上まとまっていなければ認定されない¹⁶が、図表3 - 一般基金 - 3 - 8を見ても判るように両県とも千葉県よりも30ヘクタール以上の森林面積を有する所有者の比率が多くなっている）

図表3 - 一般基金 - 3 - 7 林業産出額及び生産林業所得
（単位：千万円）

	林業産出額	生産林業所得
埼玉県	222	145
茨城県	696	458
千葉県	169	55

（出所）森林課より入手した「平成22年度 都道府県別統計表」（林野庁ホームページより）

¹⁶ 森林法施行令には、以下の規定がある。

「第三条 法第十一条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 その森林の面積（中略）が農林水産省令で定める基準に適合していること。」

また、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則（平成2年4月27日農林水産省令第18号）」に「おおむね30ヘクタール（中略）、かつ、その森林が集团的に存在しているものであることとする。」とされている。

図表3 - 一般基金 - 3 - 8 森林所有者の所有規模別面積

(単位：ha)

	調査面積 (ha)	1～10 ha		10～30		30～50		50～100		100～1000		うち、30ha～の比率	
		面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%
埼玉県	42,618	18,636	43.7%	8,192	19.2%	2,617	6.1%	2,733	6.4%	10,439	24.5%	15,789	37.0%
茨城県	69,005	38,723	56.1%	10,809	15.7%	5,349	7.8%	5,288	7.7%	3,977	5.8%	14,614	21.2%
千葉県	47,549	32,571	68.5%	7,203	15.1%	1,409	3.0%	1,751	3.7%	4,615	9.7%	7,775	16.4%

(出所) 森林課より入手した「平成22年度 農林業センサス」を監査人が集約加工

4 実施した手続き

(1) 県における手続き

- ・補助金実施要綱や条例に従って管理・運用されているか、実施要綱や条例の概要を把握すると共にヒアリングを実施した。
- ・主要事業である「森林経営計画（平成 23 年度以前は森林施業計画）」の受領、内容審査が適切に実施されたものを認定しているかサンプルで検討した。
- ・「森林経営計画（平成 23 年度以前は森林施業計画）」の実績モニタリングをサンプルで確かめた。
- ・基金の効率的な運用が実施されているか、残高を裏付ける証憑コピーを入手すると共に運用状況をヒアリングした。

5 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 基金の活用、運用の検討

直近 3 事業年度の基金次年度繰越残高の推移は以下のようになっている。

図表 3 - 一般基金 - 3 - 9 次年度繰越残高の推移

(単位：千円)

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	計	平均
次年度繰越残高	9,477	4,528	5,308	19,313	6,437
資金運用益(注)	0	2	0	4	1

(出所) 所管部署提供資料より監査人が加工

(注) 平成 21 年度と平成 23 年度は千円未満の利息が発生している

このうち、平成 21 年度と平成 22 年度は突発的な支出が想定される事業（森林の被害状況等確認）があり、流動性の高い資金で確保していく必要があった為に普通預金で継続的に保管していたと担当部署から回答を受けている。

しかしながら、基金を普通預金のままで保管しておくことはそれだけ低い利息に甘んじていることとなり、十分な運用益を獲得しているとはいえない。また、突発的な事業が想定されているとはいえ、実際に執行し支払いに至るまで数ヶ月かかることも考えられると、必ずしも全額を一年中普通預金にしておく必要性は乏しいものと考えられる。さらに、「千葉県公金及び出納システム保全に関する基本方針」によると、「基金は、運用期間及び金額が比較的安定しているため、国債等の債券運用を図る。」とあることから、多少なりとも運用していくことが必要と考えられる。

例えば、国債利回りは平成 22 年から平成 23 年にかけて、0.1% 下回ったことがない¹⁷。これを踏まえると、例えばもっとも少額の次年度繰越額の 1/2 である 2 百万円を 1 年間、国債で運用すれば 2 千円の利息が得られる。また、例えば他の基金と合算で運用すれば、より多額な運用益が期待される。

基金の設置目的は、特定の事業執行のために確保された資金であるが、确实かつ有利な方法による運用も求められていることから、効率的な運用検討が望まれる。

¹⁷ 財務省の「過去の金利情報」より情報入手
<http://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/data/jgbcm_2010.csv>

第4 中山間地域農村活性化基金

1 制度の趣旨

(1) 目的

中山間ふるさと・水と土保全対策事業は、中山間地域における農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を目的に、千葉県中山間地域農村活性化基金を造成するものである。

(2) 根拠法令等

千葉県中山間地域農村活性化基金条例

中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱 第3条第1項(1)

2 基金造成年度及び基本財産

(1) 基金の概要

基金造成年度	: 平成5年度から平成9年度まで
基金造成金額	: 660,000千円(国費220,000千円、県費440,000千円)
運用額	: 617,768千円(平成23年度末)
運用益	: 3,394千円(平成23年度)
実質利回り	: 0.54%(北海道債10年1.4%、国債2年0.13%、定期預金0.03%)

(2) 基金の管理

基金の運用については農村環境整備課が行い、管理については出納局で行っている。

(3) 基金の管理の基本方針

県では、基金の管理について、以下の基本方針を定めている。

- ・基金の取崩しは、当該年度の運用益を加えて、その合計額が前年度末基金元本の3%を超えない範囲とする。
- ・基金の造成目的を最大限発揮するよう、可能な限り運用益の増大(効率化)を図る。
- ・長期・中期・短期を効率的に組み合わせで運用(分散投資)することを基本し、安全性や収益性を考え、有利な資産配分(ポートフォリオ)を構築する。

(4) 基金の運用（平成24年度予定）

平成24年度は、基金を下表のように運用することを予定している。

図表3 - 一般基金 - 4 - 1 平成24年度における基金の運用

(単位：%、千円)

	金利	額面	運用額	運用益
大口定期	0.03		20,780	6
大阪府債(2年)	0.15	100,000	99,920	150
国債(2年)	0.10	100,000	99,920	100
北海道債(10年)	1.40	220,000	217,514	3,080
兵庫県債(10年)	0.98	100,000	99,695	967
京都府債(10年)	1.01	80,000	79,938	797
合計			617,768	5,100

(出所) 所管課提示資料

3 事業内容

(1) 事業の概要

基金の運用益や基金を取り崩した資金を利用し、中山間地域のため池や農業用排水路といった土地改良施設の利活用に関する調査研究事業、推進事業、土地改良施設を中心に地域住民活動を推進する人材「ふるさと保全指導員」を育成するための研修を実施している。

(2) 事業の内容と事業費

調査研究事業(9,205千円)

- ・モデル地域の現況調査、保全マップの作成
- ・土地改良施設等の機能保全のための工法等の研究を目的とした中山間ふるさと・水と土保全施設整備事業の実施

推進事業(2,698千円)

- ・ふるさと保全指導員を中心とした活動への支援
- ・広報活動

研修事業(185千円)

- ・土地改良施設の利活用に係る集落共同活動のリーダーとなり、助言や推進指導を行う「ふるさと保全指導員」を育成するための全国研修会への参加助成
- ・県内研修会の開催

4 実施した手続き

- ・「千葉県中山間地域農村活性化基金条例」、「中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要領」を入手し、条例等に従った基金の運用等が行われているかどうかを確かめた。
- ・過去5年間の事業内容、中山間ふるさと・水と土保全施設整備事業の平成20年度から23年度(予定)までの一覧表を入手し、事業の実施状況について、確認した。
- ・県の担当者から、事業の実施内容等の説明を受けた。

5 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 事業の効果について

平成19年度から平成23年度にかけての事業費の推移は以下のとおりである。

図表3 - 一般基金 - 4 - 2 事業費の推移

(単位：千円)

年度	事業費	内、運用益	内、取崩額
平成19年度	5,968	4,131	1,837
平成20年度	15,293	4,343	10,950
平成21年度	15,508	4,563	10,945
平成22年度	14,192	4,014	10,178
平成23年度	12,088	3,394	8,694

(出所) 所管課提示資料

最近の低金利の影響もあり、毎年度、運用益は、4百万円程度と低く、そのこともあり、毎年度の事業費は、15百万円程度にとどまっている。

平成19年度から平成23年度までの5年間で、土地改良施設等の現況調査事業は、2箇所にとどまっている。また、推進事業(ふるさと保全指導員を中心とした地域住民活動への支援)についても、5年間で累計27地区にとどまっている。

さらに、ふるさと保全指導員として活動中の者も33名と少なく、ふるさと保全指導員の高齢化も見られる。

以上のように、基金として、毎年度、660百万円を用いていることからすると事業効果はきわめて小さいといえる。事業効果を高める工夫が不可欠である。

(2) 市町村との連携など事業の進め方について

上記でも指摘したように、当該事業の成果は非常に小さいと言わざるをえない。これは、国からの要請により、基金活用の要件として、市町村の基金との連携が求められていることも一因である。当該事業は、本来、市町村の事業とされているため、市町村においても同じ基金が設置されていることが、県の基金活用の要件となる。

したがって、事業を推進するためには、市町村との連携が不可欠となる。市町村との連携について、具体的には、県と市町村で協議の場を設置し、長期計画の策定、県内の各地域の調査対象となる母数の把握、ふるさと保全指導員の必要人数、将来、ふるさと保全指導員になることが期待される潜在的な人数の把握といったことを行うべきであった。

これまで、類似の基金事業は、各地域から申請があり、初めて事業化がスタートされるため、えてして受身の姿勢で事業は行われていた。当該基金事業のように、市町村との連携が求められる類似の基金事業については、あらかじめ市町村と協議し、定量的な目標指標を用いた長期計画を設定した上で事業を実施することが必要である。

(3) 基金の有効活用について

上記(1)および(2)で述べた通り、同基金の活用は低調であり、そのためには市町村との連携を強化し、中長期の計画を策定し推進していくことが必要であるが、さらに以下の点についても併せて検討すべきである。

県の基金管理の基本方針において、「基金の取崩しは、当該年度の運用益を加えて、その合計額が前年度末基金元本の3%を超えない範囲とする」となっており、県の説明では当該方針は平成5年4月1日付5構改D第209号農林水産省農村振興局長通達「中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要領」に定められているものであるため、県で変更することは不可能とのことである。

しかし、この様な方針があっては、年間に活用できる金額は現状とそれ程変わらないため、有効な事業の推進の妨げになることが考えられる。

市町村との連携を強化し十分な協議を行なった上で事業計画を策定し、必要な資金については基金の取り崩し等によって対応できるよう、基金の運用方針の変更等を国に対して働きかけて行くことが必要と考える。

6億円規模の基金が低調な活用のまま既に15年間経過し、さらに今後もこの様な状況が続くことは、基金並びに財源の有効活用という観点からみて改善が望まれる。

【一般会計 預託金制度】

第1 林業生産協業促進資金貸付金

1 制度の趣旨

(1) 目的

森林組合及び千葉県森林組合連合会（以下、「県森連」という。）並びに企業組合千葉県森林整備協会（以下、「整備協会」という。）が行う林業事業に必要な運転資金を融通し、林業経営の合理化と経営基盤の強化を図ることにより、林業振興に寄与することを目的とする（千葉県林業生産協業促進資金融資要綱第1）。

(2) 根拠法令等

当貸付金は千葉県独自の制度である。融資の事務については、「千葉県林業生産協業促進資金融資要綱」（昭和54年制定）に従って行われる。

2 制度の仕組み

(1) 貸付金の推移

県森連及び整備協会への貸付金残高の推移は以下のとおりである。なお、森林組合については、県森連からの転貸により融資が行われるため、県森連に対する貸付金残高に含んでいる。また、貸付金は、各年度末に一旦農林中央金庫に引き揚げられるため、下表は各年度とも2月末の時点での残高を示している。

図表3 - 一般預託 - 1 - 1 貸付金残高の推移

（単位：千円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
県森連	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000
整備協会	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000
合計	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000

（出所）団体指導課作成資料

(2) 貸付契約の状況

ア 預託金残高の推移

県から農林中央金庫への預託金残高の推移は以下のとおりである。なお、農林中央金庫への預託金は、各年度末に一旦県に引き揚げられるため、下表は各年度2月末時点での残高を示している。

図表3 - 一般預託 - 1 - 2 預託金残高の推移

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
預託金残高	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000

(出所) 団体指導課作成資料

イ 貸付制度の内容

当貸付金は、千葉県から農林中央金庫に原資の預託を行った後、農林中央金庫から2倍協調融資により、県森連(森林組合への転貸を含む)及び整備協会への短期の低利融資が行われる仕組みになっている(同要綱第2)。なお、平成23年度における融資利率は0.9875%である(同要綱第4第1項)。

農林中金からの融資条件は、融資枠160,000千円、利率0.9875%、貸付期間1年以内である。対象となる資金使途は、林業用機械・資材等の供給、防除事業、森林整備事業等に必要な運転資金となっている。

平成23年度の各月における、農林中央金庫から各団体への融資状況は下表のとおりである。

図表3 - 一般預託 - 1 - 3 平成23年度団体別融資残高状況

(単位：百万円)

団体名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県森連	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	-
森林組合	89	-	-	-	-	-	-	89	89	89	89	-
整備協会	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	-

(出所) 農林中央金庫報告資料「平成23年度上半期千葉県林業生産協業促進資金の融資状況について」「平成23年度下半期千葉県林業生産協業促進資金の融資状況について」

各団体とも、3月末の融資残高はゼロとなっている。

3月以外の月においては、森林組合は5月から10月までは融資残高がゼロであり、資金の状況に合わせた融資が行われていると推測される。一方、県森連及び整備協会については、4月から2月末の間は融資残高が維持されている。

ウ 各団体の財務状況

(ア) 千葉県森林組合連合会

a 貸借対照表

図表 3 - 一般預託 - 1 - 4 千葉県森林組合連合会貸借対照表

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資産の部			
流動資産	42,143	43,813	42,638
うち現金預金	21,056	29,160	22,997
うち売上債権等	20,492	13,963	18,616
固定資産	88,092	87,376	86,610
資産合計	130,234	131,189	129,248
負債の部			
流動負債	28,757	27,206	23,659
うち短期借入金	-	3,000	3,000
うち未払費用等	24,708	19,682	15,307
固定負債	65,722	66,491	68,789
うち長期借入金	-	-	-
負債合計	94,479	93,697	92,448
純資産の部	35,755	37,491	36,800
負債資本合計	130,234	131,189	129,248

(出所) 千葉県森林組合連合会事業報告書

b 損益計算書

図表 3 - 一般預託 - 1 - 5 千葉県森林組合連合会損益計算書

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常損益の部			
事業収入	84,081	82,888	72,251
事業費	73,726	74,773	65,225
事業総利益	10,356	8,115	7,026
一般管理費	13,515	13,164	14,614
事業利益(損失)	3,159	5,049	7,589
事業外収入(D)	41,735	45,808	48,364
うち助成金収入	-	-	-
うち補助金収入	-	-	-
事業外費用(E)	33,023	37,581	40,129
うち借入金利息	190	203	270
(D) - (E)	8,712	8,227	8,236
経常利益	5,554	3,178	647
特別損益の部	-	-	-
税引前当期利益	5,554	3,178	647
法人税等	2,074	1,443	1,339
当期利益	3,479	1,736	692

(出所) 千葉県森林組合連合会事業報告書

県森連は、平成 21 年度及び平成 22 年度については当期利益は利益計上となっていたが、平成 23 年度については損失計上に転じた。本業の利益をあらかず事業利益については、平成 21 年度から平成 23 年度の 3 年間にわたって損失計上となっている。平成 21 年度及び平成 22 年度の利益計上は、事業外収入(具体的には賃貸料収入)によって支えられたものと見ることができる。

(イ) 千葉県森林組合

a 貸借対照表

図表 3 - 一般預託 - 1 - 6 千葉県森林組合貸借対照表

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資産の部			
流動資産	527,923	409,981	450,665
うち現金預金	130,213	96,833	104,583
うち売上債権等	365,413	284,172	311,841
うち棚卸資産	14,367	14,664	32,390
固定資産	183,396	177,894	167,982
資産合計	711,319	587,876	618,647
負債の部			
流動負債	392,460	251,875	281,925
うち短期借入金	139,000	89,000	139,000
うち未払費用等	206,377	141,552	132,036
固定負債	80,849	73,697	69,791
うち長期借入金	28,971	21,761	14,505
負債合計	473,309	325,572	351,716
純資産の部	238,010	262,304	266,931
負債資本合計	711,319	587,876	618,647

(出所) 千葉県森林組合事業報告書

森林組合は、他の 2 団体と異なり 3 月末に短期借入金及び長期借入金の残高を有している点が特徴的である。「図表 3 - 一般預託 - 1 - 3 平成 23 年度団体別融資状況」のとおり、3 月末時点での林業生産協業促進資金貸付金の制度による借入残高はゼロとなっているが、当該期間については農林中金からのつなぎ融資が行われている。3 月末においても短期借入金残高を有しているのは、上記の理由による。

b 損益計算書

図表 3 - 一般預託 - 1 - 7 千葉県森林組合損益計算書

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常損益の部			
事業収入	875,922	974,661	884,336
事業費	699,793	818,956	740,836
事業総利益	176,129	155,704	143,499
一般管理費	131,921	124,962	135,169
事業利益	44,207	30,743	8,330
事業外収入(D)	2,112	1,471	1,771
事業外費用(E)	2,251	6,162	2,152
うち借入金利息	1,466	936	992
(D) - (E)	139	4,691	381
経常利益	44,069	26,052	7,949
特別損益の部	2,023	365	1,489
うち補助金収入	35,939	-	-
税引前当期利益	46,092	26,417	6,461
法人税等	1,740	1,740	1,480
当期利益	44,352	24,677	4,981

(出所) 千葉県森林組合事業報告書

森林組合は、平成 21 年度から平成 23 年度にわたり、当期利益は利益計上となっている。また、本業の利益をあらかず事業利益についても、平成 21 年度から平成 23 年度の 3 年間にわたって利益計上となっている。

(ウ) 千葉県森林整備協会

a 貸借対照表

図表 3 - 一般預託 - 1 - 8 千葉県森林整備協会貸借対照表

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資産の部			
流動資産	155,684	104,964	128,302
うち現金預金	56,164	34,389	25,898
うち未収収益等	86,677	56,926	88,276
うち繰越林産物等	5,036	3,801	3,485
固定資産	76,288	74,287	71,342
繰延資産	-	1,440	1,080
資産合計	231,972	180,691	200,724
負債の部			
流動負債	85,432	57,792	82,653
うち短期借入金	-	-	-
うち未払費用等	75,337	50,126	68,801
固定負債	-	-	-
うち長期借入金	-	-	-
負債合計	85,432	57,792	82,653
資本の部	146,541	122,899	118,071
負債資本合計	231,972	180,691	200,724

(出所) 千葉県森林整備協会事業報告書

なお、上記において未収収益等は、未収収益の他受取手形の残高を含んでいる。また、未払費用等は、未払費用の他、支払手形及び未払金の残高を含んでいる。

b 損益計算書

図表 3 - 一般預託 - 1 - 9 千葉県森林整備協会損益計算書

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常損益の部			
事業収入(A)	294,887	236,991	274,015
事業費(B)	276,575	226,749	245,752
(A) - (B)	18,312	10,242	28,263
一般管理費(C)	30,211	29,892	30,542
(A) - (B) - (C)	11,899	19,650	2,279
事業外収入(D)	13,198	8,593	4,742
うち助成金収入	8,453	7,123	3,171
うち補助金収入	798	-	-
事業外費用(E)	1,228	1,026	1,123
うち借入金利息	474	474	474
(D) - (E)	11,970	7,567	3,619
経常利益(損失)	70	12,083	1,341
特別損益の部	-	1,323	247
税引前当期利益 (損失)	70	10,760	1,587
法人税等	180	180	180
当期利益(損失)	110	10,940	1,407

(出所) 千葉県森林整備協会事業報告書

整備協会は、平成 21 年度及び平成 22 年度においては、当期利益は損失計上であったが、平成 23 年度において利益計上に転じている。これは、林業部門の事業収入が事業費用の増加(26 百万円)以上に回復(+39 百万円)したことが主な要因である。ただし、本業の利益をあらかず事業利益については、平成 21 年度から平成 23 年度の 3 年間にわたって損失計上となっている。平成 21 年度及び平成 23 年度の税引前当期利益の計上は、事業外収入に計上されている助成金収入によって支えられたものと見ることができる。この助成金は、国の施策である森林・林業再生プランに基づく林業労働力の人材育成の一環として実施されている「緑の雇用」現場技能者育成対策事業に対するもの、とのことである。

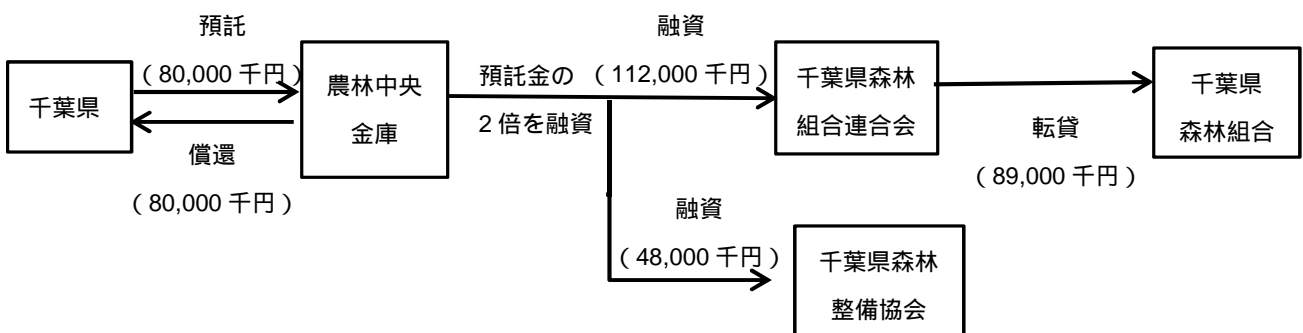
(3) 貸付用務の流れ

千葉県から農林中央金庫への原資の預託及び農林中央金庫から各団体への融資については、千葉県と農林中央金庫の間で締結される「千葉県林業生産協業促進資金に係る資金預託契約書」に従って行われる。資金預託契約の契約期間は1年間である。ただし、県はいつでも預託金の返還を請求することができる。

農林中央金庫から県森連及び整備協会への融資については、農林中央金庫と各団体との間の契約により定められる。また、森林組合への融資については、県森連からの転貸によって実施される。

貸付けの概要は下表のとおりである。

図表3 - 一般預託 - 1 - 10 林業生産協業促進貸付金のしくみ



(出所) 団体指導課作成資料

この他、県は必要と認める場合は、各団体に対し、融資状況に関する資料の提出を求め、調査を行い、必要な指示を行うことができる。逆に、各団体は、県による上記の調査に協力し、指示に従う必要がある。

3 実施した手続き

- ・平成23年度における林業生産協業促進資金貸付金に関する関連書類を閲覧し、必要な手続きがとられているかどうかについて調査した。
- ・また、各団体の決算の状況及び資金繰りの状況について調査した。
- ・さらに、貸付金の効果や各団体への調査等、県による団体のモニタリング状況について調査した。

4 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 林業経営の合理化についてモニタリングを行い、必要な支援を行うべきこと

林業生産協業促進資金貸付金は、森林組合、県森連及び整備協会に関する林業経営の合理化と経営基盤の強化を目的とした制度であり、当然のことながら、当該制度が所期の目的達成に対して有効な手段である必要がある。ところが、運転資金の融資であることから、経営基盤の強化に対する有効性はほぼ明らかであるものの、林業経営の合理化に対して有効性を発揮しているかどうかは必ずしも明らかではない。

農林水産部団体指導課において、森林組合等の決算及び事業報告書により、森林振興に寄与していること及び収支や資金の状況について確認を行っており、また、翌年度の需要調査の際には、資金繰り表の提出を求め、適時に借入れていることを確認している、とのことである。また、融資資金の使用目的については、当該資金の直接の融資機関である農林中央金庫が貸付時及び期中のヒアリングで随時把握しているとのことである。

しかしながら、上記の様な状況であるとすれば、同貸付金が林業経営の合理化の役割を果たしているとは言い難い。

融資先の県森連及び整備協会は事業損益で赤字が続いており、また農林中央金庫から資金繰り対策等の経営指導を継続的に受けていることから見ても、経営合理化等の経営改善を進めていくことが必要と考える。

当該貸付金制度の目的が経営基盤の安定と林業経営の合理化である以上、県は森林組合、県森連及び整備協会が行う林業経営の合理化の達成状況をチェックしていく必要がある。県は森林組合に対して監督権限を有しているが（森林組合法第 110 条から第 112 条まで、第 119 条）、さらに、「千葉県林業生産協業促進資金に係る資金預託契約書」において森林組合の他、県森連及び整備協会に対しても調査、指導等を行う権限（同契約書第 5 条第 2 項）を有していることから、これらの権限を活用して、当該各団体の経営合理化に対するモニタリングや指導を行っていくことが必要であると考えられる。

方法としては例えば、各団体に経営合理化計画を含む中長期経営計画を策定、提出させ、当該計画について県が四半期毎、半年毎など定期的にその達成状況を確認するとともに、計画との乖離があれば必要な改善策の検討及び実施を求めることが考えられる。

第2 農業経営改善促進資金貸付金

1 制度の趣旨

(1) 目的

認定農業者等に対して、経営規模拡大等に必要な運転資金を低利で融資するため、県農業信用基金協会に原資造成のための資金を無利子で貸し付けるものである。

(2) 本制度の位置づけ

農業分野の金融制度は、農協等系統金融機関をはじめとする民間金融機関や株式会社日本政策金融公庫等の政府系金融機関などにより実施されている。このうち、国又は地方公共団体が利子補給または原資を造成しているものを「農業制度金融」と言う。

千葉県においても、他県と同様に以下に示す「農業制度金融」を有している。

ア 施設の整備等経営改善のための資金

図表3 - 一般預託 - 2 - 1 施設整備等経営改善のための資金

会計別	名称	原資	基金協会 保証	概要
一般会計	農業近代化資金	農協等 県は利子補給	あり	農業施設の取得・改良等 農業経営の近代化を促 進するための融資制度
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL)	日本政策金融公庫 県は利子補給	なし	認定農業者の規模拡大 のための長期資金の融 資
	農業経営改善促進資金 (スーパーS)	千葉県農業信用 基金協会及び県 国は利子補給	あり	認定農業者及び六次産 業化法認定者への短期 資金の融資
特別会計	農業改良資金	日本政策金融公庫、国は利子補給 以前は県も原資 提供	なし	農業改良措置(新たな農 業部門の経営開始等)を 実施する際の長期資金 の融資

(出所) 県(団体指導課)の資料等を基に作成。

(注) 着色部分が本件貸付制度である。

イ 新規就農のための資金

図表3 - 一般預託 - 2 - 2 新規就農のための資金

会計別	名称	原資	基金協会 保証	概要
特別会計	就業支援資金	国及び県	あり (農協等 が行う貸 付に限る)	認定就農者や農業経験 のない人を採用しよう とする農業法人等への 無利子融資

(出所) 県(団体指導課)の資料等を基に作成。

ウ 負債整理

図表3 - 一般預託 - 2 - 3 負債整理のための資金

会計別	名称	原資	基金協会 保証	概要
一般会計	農業経営負担軽減支援資金	農協等 県は利子補給	あり	負債整理の借換資金の 融資
	畜産特別資金(肉畜経営 改善利子補給)	農協等	あり	負債整理の借換資金の 融資
	自作農維持資金	農協等	なし	負債整理の借換資金の 融資

(出所) 県(団体指導課)の資料等を基に作成。

エ 災害対応

図表 3 - 一般預託 - 2 - 4 災害対応のための資金

会計別	名称	原資	基金協会 保証	概要
一般会計	天災資金	農協等 県は利子補給	なし	天災による被災農林漁業者に対し、再生産に必要な資材等の購入の資金を融資
	県単災害資金	農協等 県は利子補給	あり	天災による被災農林漁業者に対し、再生産に必要な資材等の購入・施設の復旧の資金を融資
	ちばの農業・漁業を応援する資金（農業）	農協等 県は利子補給	あり	福島原子力発電所の事故による出荷停止・風評被害での損害に対し、運転資金を融資

（出所）県（団体指導課）の資料等を基に作成。

（２）根拠法令等

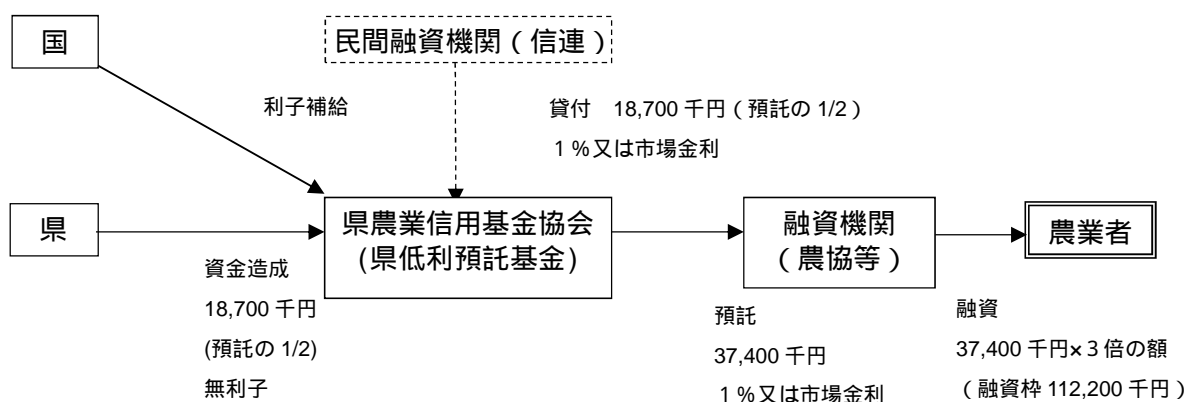
- ・ 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱
- ・ 千葉県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱

2 制度の仕組み

(1) 制度の概要

認定農業者に対して、経営規模拡大等に必要な運転資金を低利で融資するため、県農業信用基金協会に原資造成のための資金を無利子で貸し付けている。なお、六次産業化認定者¹⁸への貸付金の原資造成については、県農業信用基金協会が独自調達し、国が利子補給をしている。

図表3 - 一般預託 - 2 - 5 農業経営改善促進資金の資金の流れ



(注) 金額は平成23年度実績による。

(出所) 県(団体指導課)の資料による。

(2) 貸付金の推移

融資機関における貸付金残高の推移は以下のとおりである。なお、当該貸付金残高のうち過半数は富里市、香取市の農業者であり、当該貸付金残高において延滞は発生していない。

図表3 - 一般預託 - 2 - 6 農業経営改善促進資金の貸付金残高の推移

(単位：千円)

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
件数	12	14	16	17	16
貸付金残高	70,852	80,419	78,355	95,971	87,577

(出所) 県(団体指導課)の資料

¹⁸ 六次産業とは、農業や水産業などの第一次産業が、食品加工・流通販売に業務展開している経営形態を示し、もともと農業経済学者の今村奈良臣氏が提唱したものであった。現在では、各次の産業間の連携による農村の活性化や、農業経営体の経営の多角化の意味で使われ、六次産業化法に取り入れられている。

(3) 貸付契約の状況

ア 預託金残高の推移

県から千葉県農業信用基金協会への預託金残高の推移は以下のとおりである。県は預託にあたっては、融資機関の貸付予定目標額の6分の1(平成23年8月末までは8分の1)を預託することとしている。

これによれば、ここ数年想定しているほどの資金需要が発生していないことがわかる。

図表3 - 一般預託 - 2 - 7 預託金の推移

(単位：千円)

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
県預託額(予算)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
県預託額(実績)	16,500	20,000	19,750	16,000	18,700
必要預託額	8,856	10,052	9,794	11,996	14,596
差異(-)	7,644	9,948	9,956	4,004	4,104

(出所) 県(団体指導課)の資料

(注) 必要預託額は、貸付金残高に8分の1(平成23年度は6分の1)を乗じた金額である。

イ 貸付制度の内容

当貸付金は、千葉県等から千葉県農業基金協会に原資の預託を行った後、千葉県農業基金協会等を通じ農協等から農業者へ短期の低利融資が行われる仕組みになっている。

農業者への融資制度は以下のようになっている。

図表3 - 一般預託 - 2 - 8 貸付制度の内容

融資先	認定農業者
融資限度額	個人：500万円、法人：2,000万円 畜産・施設園芸についてはそれぞれ4倍。
資金使途	農業経営改善計画達成に必要な短期運転資金 具体例としては、 ・種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費 ・肉用素畜、中小家畜等の購入費 ・小農具等営農用備品、消耗品等の購入費 ・営農用施設・機械の修繕費 ・地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料 ・生産技術、経営管理技術の修得費 ・市場開拓費、販売促進費 が挙げられている。
融資方法	極度貸付方式（当座貸越又は手形貸付により極度額の範囲内で随時借入、随時返済）又は証書貸付
償還期限	手形貸付及び証書貸付にあつては1年以内、当座貸越にあつては1年程度の当座貸越契約期間内とする。ただし、農業経営改善計画期間中は、有効に決定される極度額等の範囲内で借換えを行うことができる。

ウ 関連団体の財務状況

（ア）千葉県農業信用基金協会

a 概要

千葉県農業信用基金協会は、昭和37年3月26日設立され、地方公共団体の出資割合は千葉県が18.2%（862,480千円）、県下市町村4.2%（196,450千円）、その他県下農業協同組合49.1%（2,322,720千円）、千葉県信連18.6%（878,550千円）となっている。

役員は14名、職員18名（平成24年4月1日現在）で、農業者等が資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証を主な業務としている。

b 貸借対照表

千葉県農業信用基金協会の平成 23 年度の貸借対照表は以下のとおりである。

図表 3 - 一般預託 - 2 - 9 千葉県農業信用基金協会貸借対照表

(単位：千円)

	平成 23 年度金額	うち保証業務	うち促進業務
資産の部			
流動資産	5,529,628	5,529,628	-
うち現金及び預金	4,266,036	4,266,196	160
うち未収収益	160,415	160,255	160
固定資産	7,892,953	7,892,953	-
うち有形固定資産	4,096	4,096	-
うち無形固定資産	10,728	10,728	-
うち投資その他の資産	7,878,128	7,878,128	-
うち求償権	2,014,879	2,014,879	-
うち求償権償却引当金	413,439	413,439	-
保証債務見返	172,235,465	172,235,465	-
資産合計	185,658,048	185,658,048	-
負債の部			
流動負債	2,401,738	2,401,738	-
うち短期借入金等	715,450	715,450	-
固定負債	4,047,516	4,047,516	-
うち長期借入金	632,850	632,850	-
うち求償債務	342,165	342,165	-
負債合計	178,684,720	178,684,720	-
資本の部	6,973,328	6,973,328	-
負債資本合計	185,658,048	185,658,048	-

(出所) 県(団体指導課)資料による。

(注) 千円未満は切り捨てている。

c 損益計算書

千葉県農業信用基金協会の平成 23 年度の収支計算書は以下のとおりである。

図表 3 - 一般預託 - 2 - 1 0 収支計算書

(単位：千円)

		平成 23 年度金額
収入	保証料	487,766
	財務収益	15,709
	保険金	164,816
	交付金	12,440
	受取助成金	43,068
	その他	96,889
	小計	820,688
支出	事業管理費	224,406
	うち人件費	131,515
	うちその他	92,891
	保険料・再保険料	197,646
	支払利息	651
	求償権償却費	68,250
	保証責任準備金繰入	17,085
	求償権償却引当金繰入	6,435
	その他	301,590
	小計	803,193
	当期収支差額	17,495

(出所) 県(団体指導課)資料による。

(注) 千円未満は切り捨てている。

千葉県農業信用基金協会のような組織は各県に存在し、全国平均で見た場合の主な科目の比較(平成 22 年度のもの)は以下のとおりである。

- ・ 求償権については全国平均より 391 百万円少ないが、保証債務は 33,826 百万円多い。
- ・ 求償権償却費は 79 百万円少ない。
- ・ 事業直接費は 5 百万円、事業管理費は 92 百万円それぞれ多いが、収益は 39 百万円多い。
- ・ なお、経費率は平成 18 年度の 64.20%から平成 23 年度の 97.87%と増加している。

以上より、全国的に比較して特に問題が見られる訳ではないが、収入の伸び悩みに比較して、保険料・再保証料の負担が増加し、収支差額は縮小傾向にある。

3 実施した手続き

平成 23 年度における農業経営改善促進資金貸付金に関する関連書類を閲覧し、必要な手続きがとられているかどうかについて調査した。また、関連団体の決算の状況及び資金繰りの状況について調査した。また、貸付金の効果や関連団体への調査等、県による団体のモニタリング状況について調査した。

4 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 預託額予算の再検討及び預託回数の見直しについて

農業経営改善促進資金貸付金は、千葉県だけでなく各県においても低調な利用状況であり、国の「事業仕分」においても問題とされてきた。

国においても平成 23 年 9 月改正で、融資機関の協調倍率の引き下げや農家が借りやすくできるよう基金協会の無担保無保証人での債務保証が措置されたところであるが、思うような成果があがっていない。

国の制度の範囲で業務を行う場合には、県においてはなしうる方法については限界があるが、資金の利用促進が図られるよう農業者及び融資機関への制度の周知を積極的に行うとともに、資金の需要の動向にあわせて随時新規貸付ができるような制度となるよう国に働きかけることが望まれる。

第3 木材産業等高度化推進資金貸付金

1 制度の趣旨

(1) 目的

千葉県木材産業等高度化推進資金貸付金制度は、木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材の供給の円滑化を図るため、千葉県内の木材の生産又は流通を担う事業者に対し、その者の行う事業の合理化を推進するのに必要な資金を低利で融通する措置を講じ、もつて木材に係る関連産業の健全な発展に資することを目的としている。

(2) 根拠法令等

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について
千葉県木材産業等高度化推進資金貸付要綱

2 制度の仕組み・手続き

(1) 県が指定金融機関に預託する資金の原資（平成23年度）

平成23年度における県が指定金融機関（株）千葉銀行）に預託している資金の原資は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第6条に基づき、下記のようになっている。

県の一般会計	9,375 千円（50%）
独立行政法人農林漁業信用基金からの借入金	9,375 千円（50%）
合計	18,750 千円

（注）独立行政法人農林漁業信用基金からの県の借入金については、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第6条に基づき無利子となっている。

(2) 指定金融機関から事業者への融資枠及び貸付利率（平成23年度）

県が指定金融機関と締結している「千葉県木材産業等高度化推進資金に係る資金預託契約書」第3条に基づき、指定金融機関は預託を受けた資金残高の4倍（一定の要件に該当するものについては3倍）に相当する額を貸付限度額とし、千葉県木材産業等高度化推進資金貸付要綱の定めるところにより融資を行う取り決めとなっている。

貸付利率は、短期、長期のプライムレートの変動を勘案して変更している。

融資枠：4倍協調融資 18,750 千円 × 4 = 75,000 千円
年利：1.6%

(3) 融資の条件

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第1項に基づき合理化計画を作成し、これを知事に提出して当該林業経営改善計画が適当である旨の認定を受けた事業者が融資を受けることができる。

(4) 貸付資金の種類及び期間

種類・・・素材生産、素材取引、製材品取引に要する資金（運転資金）

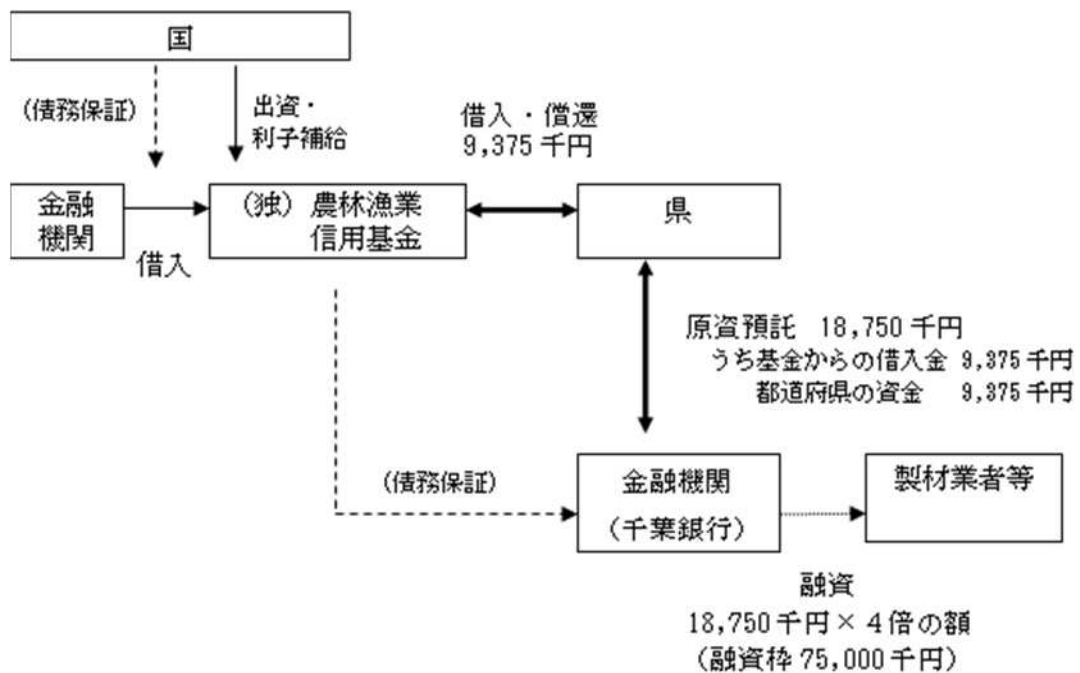
期間・・・1年

(5) 合理化計画の認定等

合理化計画の認定業務は、農林水産部森林課の所管となっており、実績報告書の受理等の業務は農林水産部団体指導課の所管となっている。

(6) 業務のフロー（平成23年度）

図表3 - 一般預託 - 3 - 1 木材産業等高度化推進資金貸付金の業務フロー



(出所) 千葉県農林水産部団体指導課提供資料

3 貸付金の実績

(1) 合理化計画の認定に基づき融資を受けた事業者

平成 20 年度までは、千葉県木材市場協同組合と株式会社夷隅木材市場が融資を受けていたが、平成 21 年度以降は千葉県木材市場協同組合のみが融資を受けている。

(2) 貸付金残高の推移

図表 3 - 一般預託 - 3 - 2 貸付金の実績

(単位：千円)

年 度	借入事業者数	金 額
平成 19 年度	2	100,000
平成 20 年度	2	90,000
平成 21 年度	1	75,000
平成 22 年度	1	75,000
平成 23 年度	1	75,000

(出所) 千葉県農林水産部団体指導課提供資料

(3) 預託金残高の推移(平成 19 年度～23 年度の 5 年間)

下表にみられるように、平成 20 年度から平成 22 年度までは貸付実績と比較し、指定金融機関への預託額が多くなっている。これは株式会社夷隅木材市場が合理化計画の認定を受け 25,000 千円の融資枠を保有していたが、融資が一部しか実行されなかった影響によるものである。

図表 3 - 一般預託 - 3 - 3 預託金の推移

(単位：千円)

年 度	預託金	4 倍協調融資額
平成 19 年度	25,000	100,000
平成 20 年度	25,000	100,000
平成 21 年度	25,000	100,000
平成 22 年度	25,000	100,000
平成 23 年度	18,750	75,000

(出所) 千葉県農林水産部団体指導課提供資料

(4) 貸付状況の概要

現在、貸付先における滞納等は発生していない。また、県の独立行政法人農林漁業信用基金からの借入についても、金銭消費貸借契約証書に基づき償還期限（年度末）までに滞りなく返済されている。

(5) 貸付金の効果

平成 23 年度における貸付け実績は 1 件のみであるが、長引く景気低迷により、国内における木材流通事業が低迷する中、低利で融資することにより、木材市場の合理化及び経営の活性化に寄与していると県は評価している。

4 実施した手続き

- ・下記の書類を閲覧し、適宜質問を行うことにより、貸付が法令等に基づき適切に行われていることを確認した。

合理化計画認定申請書

合理化計画認定一覧

実績報告書（認定された事業者が千葉県に提出）の県側の確認状況

金銭消費貸借契約書（独立行政法人農林漁業信用基金と千葉県との間で締結）

千葉県木材産業等高度化推進資金に係る資金預託契約書（千葉県と㈱千葉銀行で締結）

支出負担行為支出伝票（千葉県から㈱千葉銀行への預託金）

千葉県木材産業等高度化推進資金貸付状況報告書（㈱千葉銀行から千葉県への報告）

その他（略）

- ・また、県の業務分掌に基づき、所轄部署で関係する書類等が整理、保存されていることを関係資料の閲覧等で確認した。
- ・平成 23 年度における貸付先は 1 件のみであり、債権の評価額には問題がないことを関係する証憑を閲覧することにより確認した。
- ・なお、千葉県木材産業等高度化推進資金貸付金制度について、県が一定の評価をしていることを担当部署へのヒアリングなどにより確認した。合わせて、他の都道府県における当該融資制度の状況を確認し、国の制度としては、全国規模で一定の効果を有していることも確認した。

5 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 合理化計画の認定で提出が求められている貸借対照表及び損益計算書

千葉県木材市場協同組合は平成18年度から平成22年度まで合理化計画の認定を受けていたが、引続き平成23年度から平成27年度までの5年間についても合理化計画の認定を受けている。認定を受ける際に県に提出する書類の中には、最近3年間の貸借対照表及び損益計算書が含まれている。

平成18年5月1日に新たに会社法が施行され、それに伴い商法に準拠規定を持つ中小企業等協同組合法も改正作業がなされ、平成19年4月1日に「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」(以下、「改正組合法」という。)が施行されている。

改正組合法では、会社法の株式会社の運営に準じた諸制度が導入され、中小企業等協同組合の会計及び決算に関しても新たな諸規定が設けられた。これまで中小企業等協同組合法では、特に会計処理等に関する諸規定を有していなかったが、改正組合法では第41条第1項で、「組合は、主務省令で定めるところにより、適時に正確な会計帳簿を作成しなければならない。」と規定され、同第40条第2項で「組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び事業報告書を作成しなければならない。」という規定が設けられた。また、同第57条の6で「組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。」という包括的な規定が新たに折り込まれた。

これにあわせ、省令たる「中小企業等協同組合法施行規則」(以下、「改正中協法施行規則」という。)も全面的な改正作業がなされ、平成19年4月1日に施行された。改正中協法施行規則の組合会計に関する諸規定は、「会社計算規則」をベースに、そのほとんどが新設されている。

千葉県木材市場協同組合が合理化計画の認定を受ける際に県に提出した財務諸表は、改正前の様式となっていた。また、その後平成23年度まで県に提出した財務諸表も、同様に旧様式のままとなっていた。

この件に関して県の所轄課に確認したところ、以下の回答を得た。

ア 「財務諸表の整理が十分でない事業者の認定」

財務諸表は、事業体の経営内容を示し、合理化計画の妥当性を判断する因子となるものであることから、過去3ヵ年の貸借対照表及び損益計算書を添付させた上で、合理化計画を認定することになっている¹⁹。

イ 実績報告書の様式

実績報告書については、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」(最終改正：平成16年4月1日 15林政企第106号)第7の「5貸付状況等の報告」に基づき、所定の様式で提出が求められている。県はその様式に基づき、合理化計画の計画量と実績報告書の取扱量、事業費について確認を行っている。

¹⁹ 林野庁林政部企画課長通知「(4) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の運用に当たっての木材産業等高度化推進資金関係補足資料(質疑応答)」より抜粋

千葉県木材市場協同組合が県に提出している旧様式の財務諸表には監事による監査報告書が添付されており、そこには「財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産、損益の状況のすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」と記載されている。県の適切な指導が期待される。

【一般会計 損失補償】

第1 農地保有合理化事業の借入金に係る損失補償

1 農地保有合理化事業の趣旨

(1) 農地保有合理化事業の概要

農地保有合理化事業(以下、「合理化事業」という。)とは、営利を目的としない法人(農地保有合理化法人。千葉県の場合、公益財団法人千葉県水産振興公社(以下、「水産公社」という。)が指定を受けている)が、規模の縮小や離農する農家などから農地を買い入れ、もしくは借り入れ、一定要件を満たした担い手農家に売渡や貸付けを行う事業をいう。当該事業は、農用地等の売買、賃借を通じ効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手農家に農地の集団化、規模拡大等を支援することを目的としている。

(2) 根拠法令等

農業経営基盤強化促進法第4条第2項

「担い手支援資金の貸付けについて」(農林水産省経営局長通知別紙)

「担い手支援資金融資業務規程」(社団法人全国農地保有合理化協会)

「担い手支援資金融資業務規程細則」(社団法人全国農地保有合理化協会)

2 損失補償の仕組み・手続

(1) 具体的な業務フロー

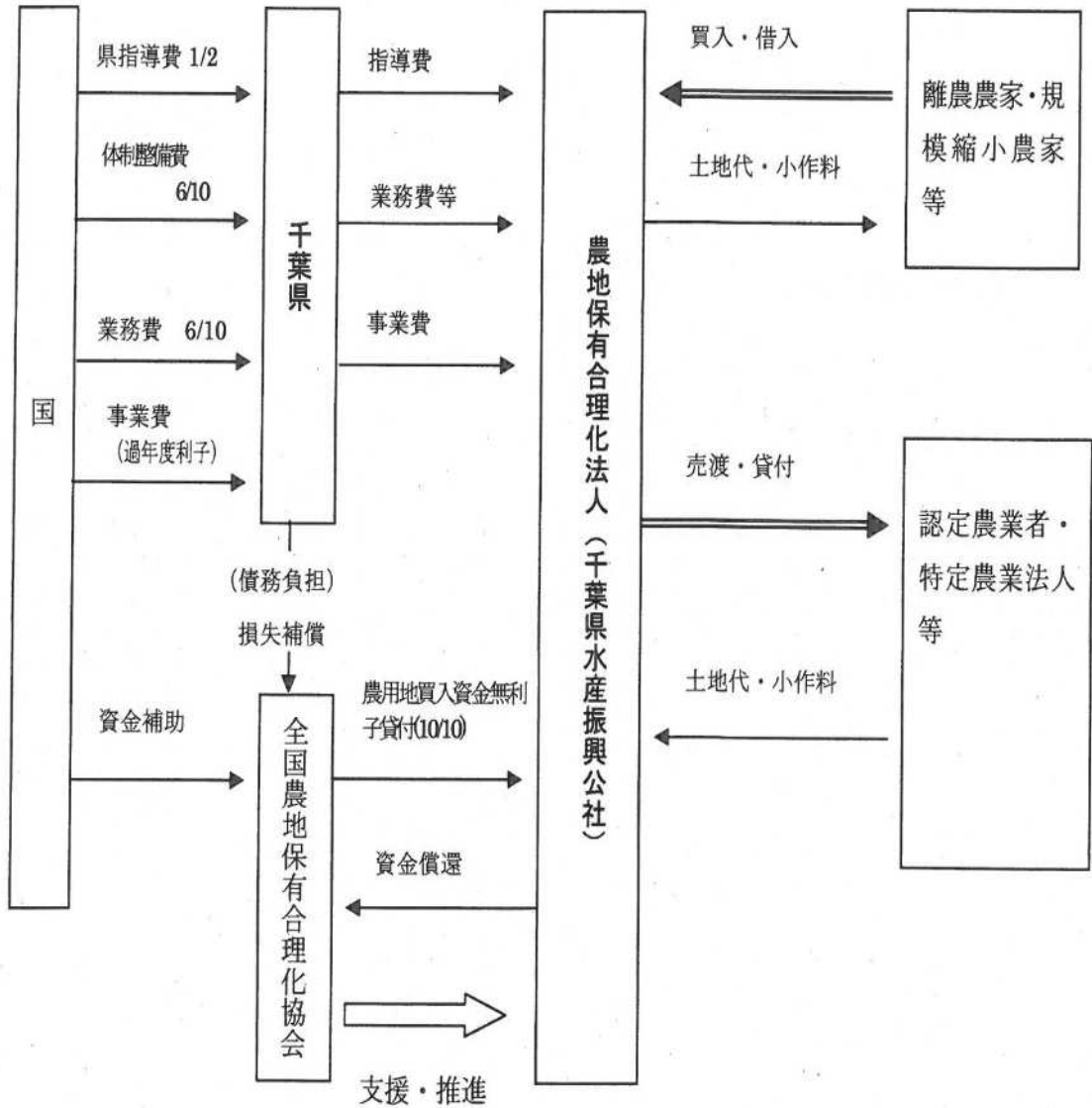
千葉県の場合、千葉県全域を対象に水産公社が農地保有合理化法人として県から指定を受けている。

合理化事業で農地が売買(もしくは賃借)されると、水産公社が仲介となり売買(もしくは賃借)が実施される。

売買の場合は基本的に一括払だが、賃貸の場合、水産公社が地主側に毎年賃借料を支払う場合と、先に契約年数分の賃借料を一括で支払う場合がある。

契約年数分の賃借料を一括で支払っても、水産公社側が賃借人から賃料を受領するのは年1回ベースである。このため、不足する資金需要を手当てする為「全国農地保有合理化協会」(農業経営基盤強化促進法に基づく法人。以下、「全協」という。)から借入金(無利子)を行っている。

図表3 - 一般損失 - 1 - 1 合理化事業の借入金に係る損失補償



(出所) 千葉県農林水産部農村環境整備課 提供資料

このほか、合理化事業を推進する為、千葉県下の農地合理化に向けての調整、打ち合わせ、推進に係る諸経費を千葉県(一部財源は国から千葉県へ支給)から補助金が支給されている。

(2) 損失補償の位置づけ

水産公社は本事業において農地の貸付料債権を有しているが、債権が期限どおりに回収されないと、合理化協会への債務返済に遅延が生じることが想定される。

これに備え、千葉県が合理化協会に対し、水産公社債務へ損失補償を行っている。つまり、水産公社が返済遅延を発生させた場合、県が合理化協会に代わりに返済することとなる。

(3) 損失補償の業務フロー

損失補償については、毎年、千葉県の承認を得る流れとなっている。

水産公社から合理化事業の実施計画が県に提出され、県は当該計画を国と協議

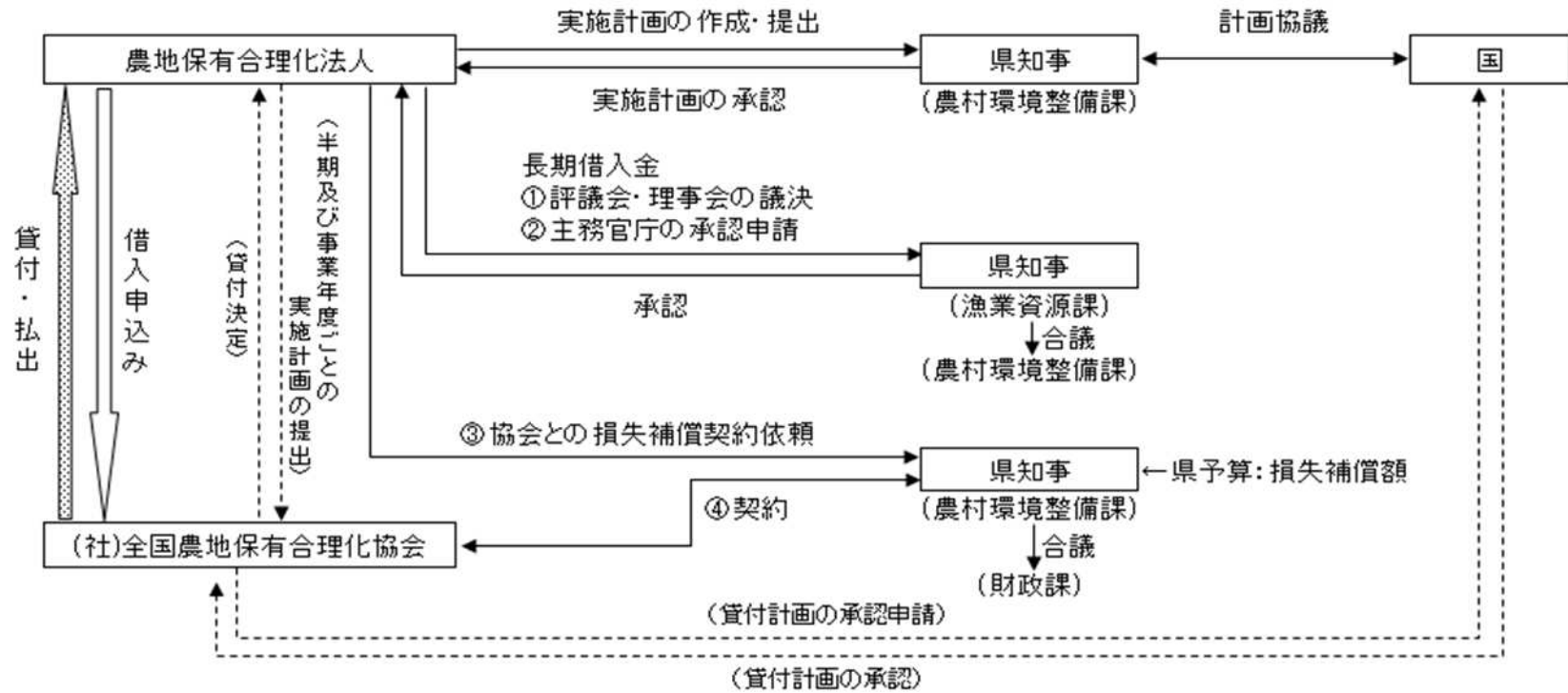
県から上記計画の承認を受けると、国経由で合理化協会に財源措置が実施される

水産公社は上記計画に基づく借入金を理事会承認し、県の承認を獲得

水産公社は借入金についての損失補償を県へ依頼し、県と合理化協会とで損失補償契約を締結

図表3 - 一般損失 - 1 - 2 合理化実施フロー

農地保有合理化事業 実施フロー



(出所) 千葉県農林水産部農村環境整備課より提示

(4) 売渡又は貸付け至る審査体制

上記合理化事業を実施している所管部署に質問したところ、農地の貸付け等の相手方については、農業経営基盤強化促進法第6条の規定により市町村が定めた農業経営基盤強化促進基本構想の内容に合致した認定農業者²⁰等の担い手農家に限られるが、財務上の審査は含まれていないとのことであった。具体的には、以下のような形で売渡又は貸付けが実施される。

市町村は、農地の貸付けを希望する農家及び農地の借受けを希望する農家からの申し出を受けて、これを水産公社にあっせん（情報提供）する。

水産公社は、合理化事業により農地の利用調整（売渡又は貸付けの相手方の調査、交渉等）を行う。

上記調整が整うと、水産公社からの申し出に基づいて各市町村が「農用地利用集積計画」を作成・公告し、権利の設定がなされる（これにより、担い手農家が明確化される）。

結果、水産公社は、担い手農家等の資力を調査して貸出しの可否を判断できる仕組みとはなっていない（この点、「6（1）」意見にて後述）。

(5) 合理化事業に係る基金

水産公社（農業部門）の農地保有合理化促進事業に係る業務運営体制の強化を図ることを目的に、県が150,000千円拠出し、水産公社に基金が設置されている。

同基金の取扱いについては、「農地保有合理化強化基金取扱要領」において、次のように規定されている。

- ・基金は、その他の資産と区分して経理する。
- ・基金は、最も確実かつ有利な方法により管理する。
- ・基金は、取り崩してはならない。

3 合理化事業の実績

(1) 借入金推移の実績（平成19年度～平成23年度）

千葉県は損失補償実績額は事業開始以後ゼロである（ただし、延滞債権630千円（後述する「3（3）」参照）は相手方と交渉中である）。

また、損失補償の前提となる水産公社の借入金推移をまとめると次のようになる。

²⁰ 認定農業者とは「農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受け」たものをいう（農業経営基盤強化促進法第12条より）。

農業経営改善計画は「(1) 計画が市町村基本構想に照らして適切なものであること。(2) 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。(3) 計画の達成される見込みが確実であること。」が市町村の認定要件とされているが、資金的・財務的な安全性は認定要件には含まれていない。

（参考：農林水産省 HP http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_ninaite.html）

(2) 賃借料及び売買の実績(平成19年度～平成23年度)

本事業により実施された農地の賃借料実績をまとめると以下ようになる。

図表3 - 一般損失 - 1 - 3 賃借料の実績

(単位: m²、件、千円)

	面積 (m ²)	借入件数 (件)	借入金残 高 (千円)	契約件数 (件)	金額 (一括前払) (千円)	金額(年払) (千円)
19年度	990,095	243	6,037	144	1,184	1,725
20年度	1,075,874	242	4,852	145	1,184	1,445
21年度	1,089,049	237	3,668	145	1,184	1,025
22年度	992,389	187	3,647	127	1,145	912
23年度	814,315	159	2,767	100	879	623

(出所) 千葉県農林水産部農村環境整備課提示資料「合理化事業実績」より

また、売買実績は平成19年度から平成23年度中、2事業年度で実績があった。

図表3 - 一般損失 - 1 - 4 売買実績

(単位: m²、千円)

		件数	面積 (m ²)	金額 (千円)	備考 (注2)
平成20年度	買入				
	売渡	1	6,119	3,415	5,400
	計	1	6,119	3,415	5,400
平成22年度	買入				
	売渡	9	55,652	56,237	55,652
	計	9	55,652	56,237	55,652

(出所) 千葉県農林水産部農村環境整備課 提示資料「合理化事業実績」より

(注1) 他の年度では売買実績はない

(注2) 備考欄は取得価格を表す

(3) 長期債権の有無

売渡代金や賃借料の長期滞留案件は平成23年度末現在630千円(相手先1件)あり、発生年度別の内訳は以下のようになっている。

図表 3 - 一般損失 - 1 - 5 滞留債権の概要

納入期限	金額（千円）
H13.12.20	370
H14.12.20	260
計	630

（出所）農林水産部農村環境整備課提供資料「平成 23 年度末 聴取貸付料未納調書」

上記相手先は平成 19 年度の返済を最後に、平成 23 年度末時点で 5 年以上返済されていない状態が続いている。

なお、上記以外に滞留している債権はないとの回答を受けている。

4 実施した手続き

（1）県における手続き

- ・ 合理化事業に係る概要を把握する為ヒアリング及び資料査閲を実施した。
- ・ 補助金支給に先立つ積算資料、実際確定した金額を支払う際の内部決裁資料が適切に整備保管されているか資料を査閲した。
- ・ 基金の効率的な運用が実施されているか、関連書類で残高内容を把握すると共に運用状況をヒアリングした。

（2）外郭団体である水産公社における手続き

- ・ 延滞債権の有無、現在の状況及び今後の見通し、処理方針等の概要を把握する為、現地でのヒアリング、書類査閲を実施した。
- ・ 補助金の積算根拠、受領根拠となる内部書類の整備状況をヒアリングすると共に資料査閲した。

5 包括外部監査の結果

（1）複数年にわたる賃借料の処理

本事業については、年払の賃借料は費用と収益が同額で正味財産増減計算書（民間企業の損益計算書）に計上されている。

しかし、複数年にわたる賃借料はこれが行われておらず、一括支払時に「長期前払費用××/預金××」と起票後、賃借料が入金される都度、前払費用が取り崩されるのみであり、費用計上されていないことが判明した。

公益法人会計基準上、費用と収益は相殺を禁止されている（いわゆる総額主義の原則）ため、正味財産増減計算書に複数年払の賃借料も各年度分の収益と費用を計上する必要があったが、これが行われていなかった。

なお、同社からは平成 24 年度決算から総額処理に修正することとしたと連絡を受けている。

図表3 - 一般損失 - 1 - 6 現状処理と通常の処理の相違

	現状処理	通常の処理
賃借料支払時	長期前払費用 × × / 預金 × ×	同左
毎年の賃借料受領時	預金 × × / (長期) 前払費用 × ×	預金 × × / 賃借料収益 × ×
毎年の費用計上	なし	合理化事業費 (賃借料) × × / (長期) 前払費用 × ×

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 長期滞留債権を防止する仕組みの導入

平成 19 年を最後に返済実績のない長期滞留債権が 630 千円、水産公社の財務諸表に計上されている (但し、全額、貸倒引当金は計上済)。

しかしながら、今期 (平成 24 年度) 水産公社にヒアリングしたところ、相手方と連絡が取れ少額ながら回収されたため、継続して回収していくとの説明であった。

滞留債権を発生させてしまうと、相手先の資力調査や返済依頼、交渉等の事務処理が生じる。このため、予防策の検討や、延滞が発生した場合早期回収の仕組みを検討しておくことが望まれる。

なお、本案件発生後、平成 22 年度から複数年の賃借料を前払する場合、1 年分の賃借料を敷金として受け入れることに変更し滞留債権の発生抑止を図っているとのことである。

(2) 執行内訳と取引伝票の対応関係について

本合理化事業については、その利用促進等を目的に、国と県からそれぞれ補助金が拠出されている。

しかしながら、国と県、それぞれの補助金の執行内訳に見合う伝票を探そうとしても、容易に判明しない状況にあった。具体的には、各補助金の執行内訳資料は日付・取引先・金額のみとなっていることから、どの伝票番号に対応したものが判然としない状態であった。

補助金については後日、国や県から執行額のチェックが入るため、取引伝票と執行内訳との対応関係がわかるよう、例えば伝票番号を執行内訳に記載したり、もしくは伝票の摘要欄等に「国費補助金分」「県費補助金分」と記載したりすることが望まれる。

なお、水産公社によると、平成 24 年度執行分から伝票に財源記載を行っており、伝票と執行内訳との対応関係がわかるよう対応済とのことである。

【特別会計 貸付金】

第1 農業改良資金貸付金

1 制度の趣旨

(1) 目的

普及指導と相まって農業者がその自主性や創意を活かしつつ、知事から貸付資格の認定を受けた農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方法を導入すること等）を実施する場合に必要な資金を無利子で貸し付け、農業経営の安定と農業生産力の増強を図る。

貸付利率：無利子

貸付期間：10年以内（据置期間3年以内）

貸付限度額：個人5,000万円、法人等1億5,000万円

(2) 根拠法令等

農業改良資金融通法

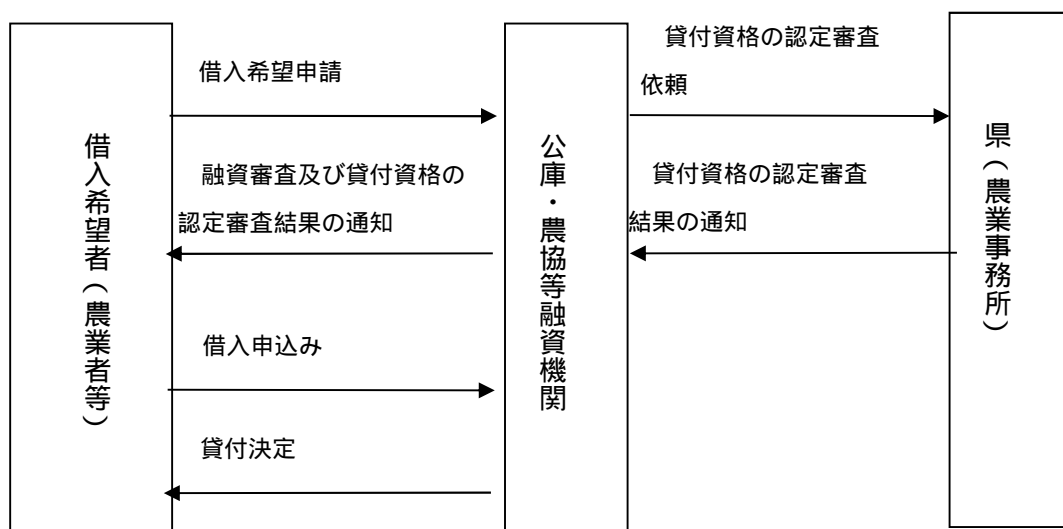
(3) 財源措置

国 2/3、県 1/3

2 制度の仕組み・手続き

(1) 貸付業務の流れ

図表3 - 特別貸付 - 1 - 1 貸付の流れ



(出所) 農林水産部 団体指導課 提供資料

法改正により平成 22 年 10 月から貸付主体が千葉県から日本政策金融公庫に変更になり、県の貸付事業は終了した。平成 22 年 10 月以降は、貸付資格の認定事務と平成 22 年 9 月までに貸し付けた貸付金の収納事務及び貸付原資の国への返納事務だけを行っている。

(3) その他

農業改良資金貸付事業に係る公金の収納及び支払の事務については、千葉県信用農業協同組合連合会に委託している。

3 貸付金の実績

(1) 貸付金残高の推移（平成 19 年度～23 年度の 5 年間）

(単位：千円)

	貸付金額（件数）	貸付残高
平成 19 年度	2,160 (1)	372,411
平成 20 年度		273,717
平成 21 年度		189,196
平成 22 年度		114,687
平成 23 年度		84,666

(2) 延滞債権の状況（平成 23 年度末）

延滞債務者：10 名(元本)、13 名（違約金）

延滞金額：貸付金 61,079,260 円、違約金 26,251,334 円

4 実施した手続き

(1) 県における手続き

- ・平成 19 年度の貸付分 1 件につき、貸付けに関する書類(借用証書、貸付決定通知、貸付申請書、農業改善計画認定書など)と照合し、所定の手続きに従って貸し付け処理が行われていることを確かめた。
- ・延滞債権について 3 件を抽出し、延滞状況を確認したうえで適切な措置(督促等)および管理が行われているか確かめた。

5 包括外部監査の結果

(1) 延滞者債権管理簿の保管について

延滞債権については、貸出し1件ごとに延滞者債権管理簿が作成されているがサンプルで抽出した延滞債権のうち1件について、一部の期間について当該管理簿が保管されていなかった。これは、延滞期間が長くなったため、紛失したものと思われるが、当該紛失された期間に実施した督促、債務者との交渉の過程等延滞債権の状況が把握できない。延滞債権の担当者は2,3年に1度変更になる可能性もあり、過去の状況を記載した延滞者債権管理簿については、延滞債権ごとに適切に保管しておく必要がある。

(2) 延滞債権にかかる債務者、保証人に対する財産調査、法的措置の検討について

サンプルで抽出した3名の延滞債務者については、2名がすでに死亡、1名についても生活困窮しており、いずれの貸付けも回収は困難な面が見受けられる。しかし、法的措置を実施するかどうかについての検討が充分に行われていない。法的措置の検討に当たっては、適時に財産調査を実施することが必要である。財産調査については、いずれの3名も資産証明書、登記簿謄本、名寄帳、県民税証明書など不動産や所得を中心とした調査が行われている。しかし、いずれも延滞が始まった時期から考えると、実施した時期が遅く、また不動産や所得の調査が中心であり財産の網羅的な調査が行われていない。預金などの調査は、強制調査権がないため困難な面もあるが、延滞債務者及び保証人の財産については網羅的に把握する必要がある。延滞債務者及び保証人の財産調査については延滞の始まった時期から考えて適時に実施し、当該財産調査の結果を踏まえて、法的措置をとるかどうかの検討を行い、その結果は文書で記録しておくことが必要である。

(3) 貸付金の目的外使用について

サンプルで抽出した延滞債務者のうち1名は、貸付金の一部について貸付けの際に提出した資金計画書と異なる目的に資金を使用したことで会計検査院から、指摘を受けた。千葉県農業改良資金取扱要領においては、資金の貸付けの後、計画どおり事業が実施されていることを調査することになっているが、この調査が充分に行われていなかった。貸付け後の事業実施結果の確認については、適切に実施する必要がある。

(4) 延滞債権に対する督促について

延滞債権については、タイムリーに督促を行うことが必要であるが、サンプルで抽出した延滞債務者のうち1名については、臨戸訪問を中心に行っていたとのことで、文書による督促が行われていなかった。訪問にかかわらず、文書による督促は必要である。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 貸付金に対する不納欠損処理について

当貸付金の債務者3名については、上記に記載したように回収が困難な状況である。しかし、過去に当貸付金に対する不納欠損処理が実施されたことはない。これは、不納欠損処理に必要とされる債権の放棄に議会の承認が必要であることなど、回収不能であることの説明が困難なことが理由の1つになっている。しかし、長期間回収が滞っており本人および保証人の財産状況等から判断して、回収が困難と思われる場合には、債権管理に要する手間等のコストを考慮すると、所定の手続きを経て不納欠損処理を行うことが望ましいと思われる。

(2) 債権管理体制について

債権管理については、各担当が事務を所掌しているが担当者は債権管理を専門としているわけではなく、貸付処理等貸付に関する業務全般を担当している。したがって、債権管理に割ける時間が限られており、また人事異動の関係で債権管理に関する専門能力や知識の蓄積に限界がある。債権管理について組織のあり方権限などについて、今後検討が必要である。

(3) 違約金について

支払いの困難と思われる延滞者、連帯保証人について、累積していく違約金の履行を求めることは酷である。地方自治法施行令171条の5(徴収停止)、同171条の7(免除)等を参考に違約金請求については、免除または一部停止などのルールを国に要望するなどの検討が必要と思われる。

第2 林業・木材産業改善資金貸付金

1 制度の趣旨

(1) 目的

林業従事者等が林業・木材産業経営の改善又は林業労働災害の防止や林業従事者の確保のため、新規経営開始、新たな生産・販売方式の導入、安全衛生施設・福利厚生施設の導入を行うために必要な資金を貸し付ける。

貸付利率：無利子

貸付期間：10年以内（据置期間3年以内）

貸付限度額：個人1,500万円、会社3,000万円、団体5,000万円

(2) 根拠法令等

林業・木材産業改善資金助成法

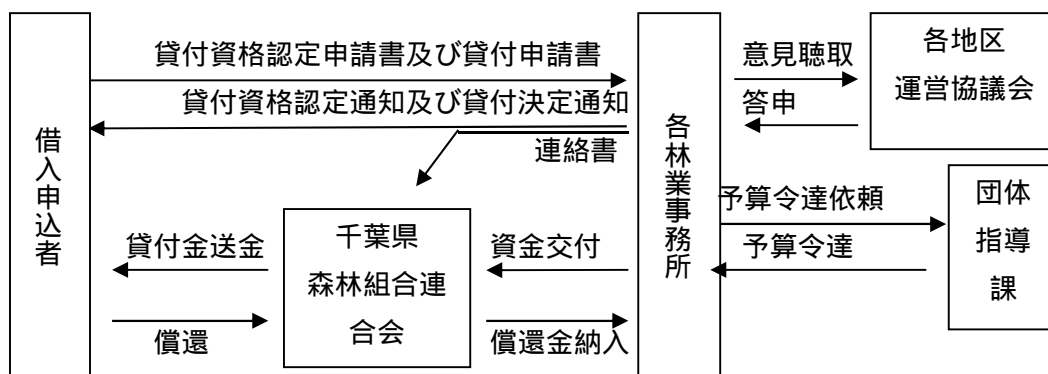
(3) 財源措置

国 2/3、県 1/3

2 制度の仕組み・手続き

(1) 貸付業務の流れ

図表3 - 特別貸付 - 2 - 1 貸付の流れ



(2) その他

償還通知及び償還金回収の業務を千葉県森林組合連合会に委託している。

3 貸付金の実績

(1) 貸付金残高の推移 (平成19年度～23年度の5年間)

図表3 - 特別貸付 - 2 - 2 貸付金残高の推移

(単位：千円)

	貸付金額 (件数)	貸付残高
平成19年度	3,000 (1)	97,827
平成20年度	11,000 (3)	94,468
平成21年度	14,252 (4)	93,696
平成22年度	-	80,344
平成23年度	31,000 (2)	101,202

(2) 延滞債権の状況 (平成23年度末)

延滞債務者：2名

延滞金額：貸付金 43,760,000 円、違約金 39,164 円

4 実施した手続き

- ・平成21年度の貸付分1件、平成23年度の貸付分2件につき、貸付けに関する書類（借用証書、貸付決定通知、貸付申請書、貸付資格認定書など）と照合し、所定の手続きに従って貸し付け処理が行われていることを確かめた。
- ・延滞債権について、状況を確認し適切な措置（督促等）及び管理が行われているか確かめた。

5 包括外部監査の結果

(1) 延滞債権に対する法的措置の検討について

当該貸付金の延滞債務者は2名であるが、1名は本人が病気で事業継続が困難であり、もう1名は法人ですでに経営が破綻しており、法人としての返済が困難で保証人に請求している状況である。このようにいずれの貸付けも回収は困難な面が見受けられる。財産調査については、本人、保証人とも実施されているが、1名については、延滞が始まった年度から考えると実施の時期が遅すぎると思われる。また、当該債務者に対しては法的措置を実施するかどうかについての検討が充分に行われていない。本人及び保証人の財産調査は延滞が始まってから適時に実施したうえで、法的措置をとるかどうかの検討を行い、その結果は文書で残しておくことが必要である。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 貸付金に対する不納欠損処理について

当貸付金の債務者2名については、上記に記載したように回収が困難な状況である。しかし、過去に当貸付金に対する不納欠損処理が実施されたことはない。これは、不納欠損処理に必要とされる債権の放棄に議会の承認が必要であることなど、回収不能であることの説明が困難なことが理由の1つになっている。しかし、長期間回収が滞っており本人及び保証人の財産状況等から判断して、回収が困難と思われる場合には、債権管理に要する手間等のコストを考慮すると、所定の手続きを経て不納欠損処理を行うことが望ましいと思われる。

(2) 債権管理体制について

債権管理については、各担当が事務を所掌しているが担当者は債権管理を専門としているわけではなく、貸付処理等貸付に関する業務全般を担当している。したがって、債権管理に割ける時間が限られており、また人事異動の関係で債権管理に関する専門能力や知識の蓄積に限界がある。債権管理について組織のあり方権限などについて、今後検討が必要である。

(3) 違約金について

支払いの困難と思われる延滞者について、累積していく違約金の履行を求めることは酷である。地方自治法施行令171条の5(徴収停止)、同171条の7(免除)等を参考に違約金請求については、免除又は一部停止などのルールを国に要望するなどの検討が必要と思われる。

第3 沿岸漁業改善資金貸付金

1 制度の趣旨

(1) 目的

沿岸漁業従事者等が経営の安定及び漁業生産力の増強を図るため、近代的な漁労機器の導入、住宅設備の改善及び新規漁業参入者の着業等のために必要な資金を貸し付ける。

貸付利率：無利子

貸付期間：10年以内（据置期間3年以内）

貸付限度額：漁業者あたり5,000万円（内容により異なる）

(2) 根拠法令等

沿岸漁業改善資金助成法

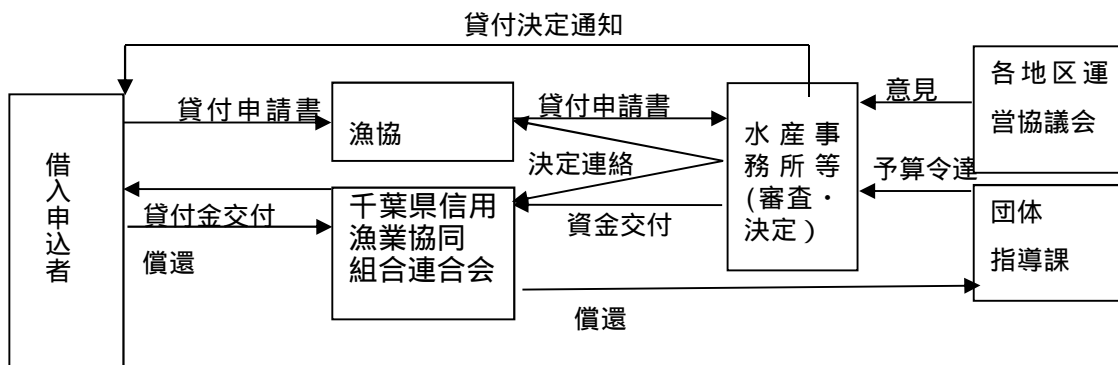
(3) 財源措置

国 2/3、県 1/3

2 制度の仕組み・手続き

(1) 貸付業務の流れ

図表3 - 特別貸付 - 3 - 1 貸付の流れ



(出所) 農林水産部団体指導課 提供資料

3 貸付金の実績

(1) 貸付金残高の推移(平成19年度～23年度の5年間)

図表3 - 特別貸付 - 3 - 2 貸付金残高の推移

(単位:千円)

	貸付金額(件数)	貸付残高
平成19年度	95,530 (34)	446,502
平成20年度	86,480 (29)	401,748
平成21年度	84,140 (24)	375,794
平成22年度	40,930 (21)	336,790
平成23年度	67,380 (25)	293,180

(2) 延滞債権の状況(平成23年度末)

なし

4 実施した手続き

- 平成23年度の貸付け3件につき、貸付けに関する書類(借用証書、貸付決定通知、貸付申請書など)と照合し、所定の手続きに従って貸付処理が行われていることを確かめた。

5 包括外部監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

特に指摘すべき事項はない。

第4 就農支援資金貸付金

1 制度の趣旨

(1) 目的

就農支援資金貸付金は、国内外の情勢の変化に伴い、わが国の農業を取り巻く環境が厳しくなっていくと見込まれる中で、農業後継者を含め将来の効率的かつ安定的な担い手を確保するため、農内外からの新規就農の増大を図ることを目的とした制度である。

(2) 根拠法令等

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年2月15日法律第2号）

2 制度の仕組み

(1) 貸付金の推移

就農研修資金、就農準備資金及び就農施設等資金の各々について、平成19年度から平成23年度までの5年間における、貸付残高、貸付実績（件数及び貸付額）、回収（償還）額及び年度末の貸付残高は、以下のとおりである。

ア 就農研修資金

就農研修資金については、平成19年度以降、新規の貸付実績がない。平成23年度末の貸付残高は4,448千円である。

図表3 - 特別貸付 - 4 - 1 就農研修資金の貸付残高等の推移

（単位：千円）

年度	貸付残高 (年度当初) (A)	貸付実績		回収(償還)額 (C)	貸付残高 (年度末) (A)+(B)-(C)
		件数	貸付額 (B)		
23	5,936	-	-	1,488	4,448
22	8,332	-	-	2,396	5,936
21	11,640	-	-	3,308	8,332
20	15,353	-	-	3,713	11,640
19	18,356	-	-	3,003	15,353

（出所）農林水産部団体指導課作成資料

イ 就農準備資金

就農準備資金については、平成 18 年度以降、新規の貸付実績がない。平成 23 年度末の貸付残高は 7,020 千円である。

図表 3 - 特別貸付 - 4 - 2 就農準備資金の貸付残高等の推移

(単位:千円)

年度	貸付残高 (年度当初) (A)	貸付実績		回収(償還)額 (C)	貸付残高 (年度末) (A)+(B)-(C)
		件数	貸付額 (B)		
23	7,331	-	-	311	7,020
22	8,203	-	-	872	7,331
21	9,100	-	-	897	8,203
20	10,151	-	-	1,051	9,100
19	11,105	-	-	954	10,151

(出所) 農林水産部団体指導課作成資料

ウ 就農施設等資金

就農施設等資金については、平成 19 年度以降貸付残高は増加傾向にある。平成 23 年度末の貸付残高は約 267 百万円である。

図表 3 - 特別貸付 - 4 - 3 就農施設等資金の貸付残高等の推移

(単位:千円)

年度	貸付残高 (年度当初) (A)	貸付実績		回収(償還)額 (C)	貸付残高 (年度末) (A)+(B)-(C)
		件数	貸付額 (B)		
23	253,935	8	48,460	35,455	266,940
22	198,502	13	80,300	24,867	253,935
21	169,524	7	42,580	13,602	198,502
20	146,979	4	33,470	10,925	169,524
19	169,633	2	8,700	31,354	146,979

(出所) 農林水産部団体指導課作成資料

(2) 貸付契約の状況

ア 貸付金の条件

就農支援資金貸付金は、上記の「1 制度の趣旨(1)制度の目的」に記載した目的を果たすため、新規就農者に資金を融資するものである。

当貸付金の利率については、いずれの種類貸付金についても無利子である(「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第7条第1項)。

貸付金の貸付期間、据置期間及び貸付限度額については、貸付金の種類ごとに、以下のとおり定められている(「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第7条第2項から第4項、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令」第1条、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則」第4条)。

種類	貸付期間	据置期間	貸付限度額
就農研修資金	12年以内	4年以内	200万円
就農準備資金		5年以内	3,700万円
就農施設等資金			

イ 貸付けのしくみ

(ア) 対象者

就農支援資金の融資対象は、認定就農者及び認定農業者である(「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第2条第2項)。

(イ) 資金の種類

a 就農研修資金

就農研修資金は、認定就農者が都道府県知事に認定された就農計画(以下、「認定就農計画」という。)に従って就農するために必要な農業技術・経営方法を習得するため、または認定農業者が新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要な農業技術・経営方法を習得させるための、実践的な研修に必要な資金をさす(「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令」第1条第1項の表第1号)。

b 就農準備資金

就農準備資金は、認定就農者が認定就農計画に従って就農するために必要な住居の移転、資格の取得、就農先の調査等就農の準備を行うため、または認定農業者が新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要な住居の移転、資格の取得、就農先の調査等就農の準備を行わせるために必要な資金をさす(同施行令同条第1項の表第2号)。

c 就農施設等資金

就農施設等資金は、認定就農者が認定就農計画に従って農業経営を開始する場合に、当該経営に必要な施設、機械若しくは資材を購入し若しくは設置し、農地若しくは採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得し、排水改良、土壌改良その他作付条件の整備を行い、苗木の新植を行い、又は家畜を購入し若しくは育成するのに必要な資金をさす（同施行令同条第2項）。

(ウ) 貸付業務の取扱者

a 青年農業者等育成センター

都道府県知事は、一般社団法人又は一般財団法人であって、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第6条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県青年農業者等育成センターとして指定することができる（同法第5条第1項）。

千葉県においては、平成18年度までは旧社団法人千葉県農業開発公社、平成19年度以降は公益財団法人千葉県水産振興公社が千葉県青年農業者等育成センター（以下、「センター」という）として指定されている。センターは、就農研修資金及び就農準備資金の貸付業務を取り扱っている。

b 融資機関

センターの他、農業協同組合、千葉県信用農業協同組合連合会、銀行及び信用金庫（以下「融資機関」という）が貸付業務を行うことができる（「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第17条第1項、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令」第3条）。

融資機関は、就農施設等資金の貸付業務を取り扱っている。

(エ) 貸付の原資

県は、貸付業務をセンター又は融資機関に対し、これらの業務に必要な資金を貸し付けることができる（「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第18条第1項）。また、国は、貸付けの事業を行う県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる（同法第19条第1項）。なお、国が県に対して貸し付ける資金の額は、都道府県が行う貸付事業の貸付財源として必要な資金の額に3分の2を乗じて得た額から、前年度までの国の貸付金の額を基礎として農林水産大臣が算定する額を控除して得た額以内の額とされている（同法同条第2項）。

結果的に、貸付けの原資は、通常、国費が3分の2、県費が3分の1となる。

(3) 貸付業務の流れ

ア 貸付の実施方法

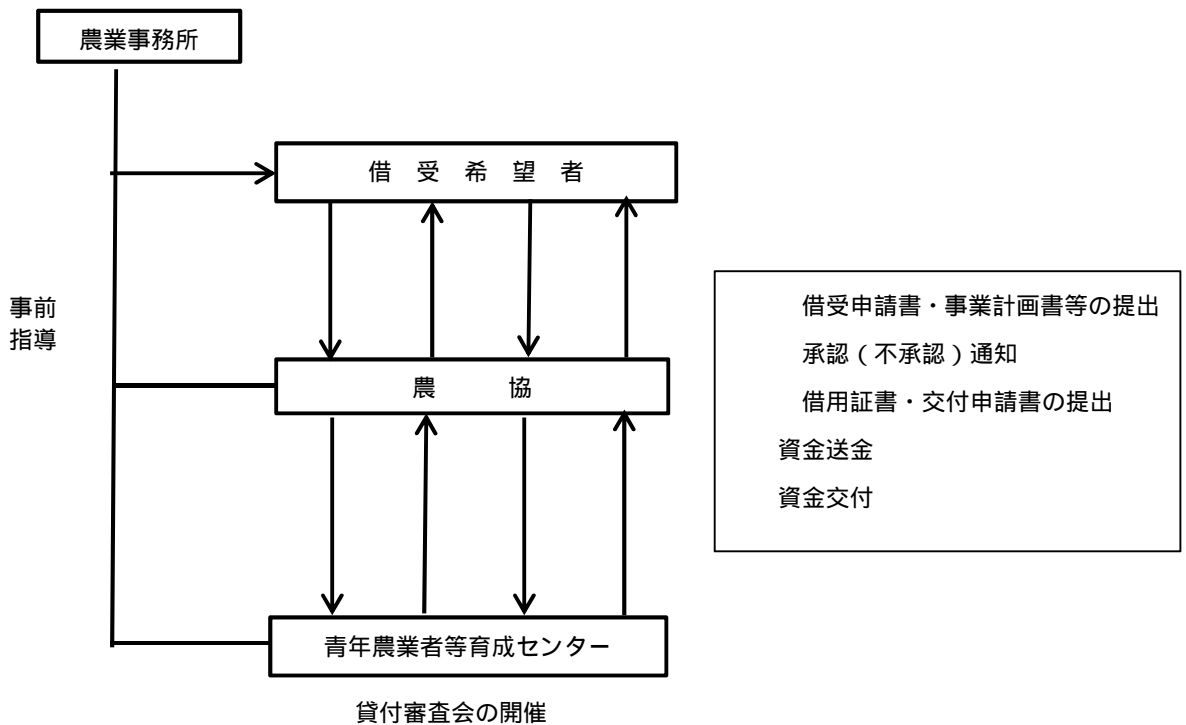
(ア) 就農研修資金及び就農準備資金

就農研修資金及び就農準備資金の貸付事務については、平成 19 年度以降、センターとして指定されている公益財団法人千葉県水産振興公社が実施している。

センターによる貸付けについては、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」、「千葉県就農支援資金貸付金貸付等要領」の他、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第 12 条第 1 項の規定に基づいて知事による認可を受けた「就農支援資金貸付業務規程」に従う（「『千葉県就農支援資金貸付金貸付等要領』第 4 認定就農者に対する貸付けの方法 1 センターによる貸付けの方法」）。

貸付実施の概要は、下図のとおりである。

図表 3 - 特別貸付 - 4 - 4 就農研修資金及び研修準備資金の貸付フロー



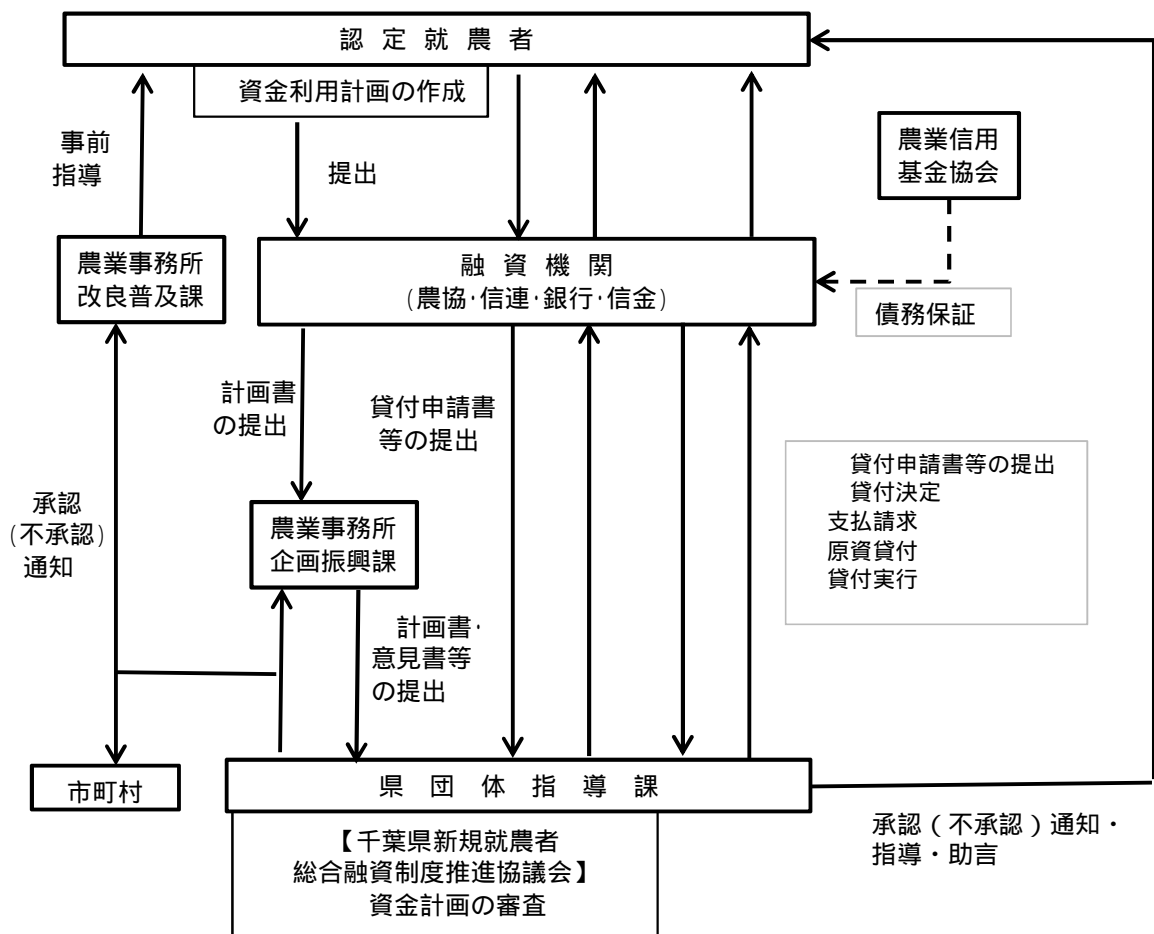
(出所) 農林水産部団体指導課作成資料

(イ) 就農施設等資金

各融資機関（農協、信連、銀行、信金）が実施する就農施設等資金の貸付事務については、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」、「千葉県就農支援資金貸付金貸付等要領」、「千葉県新規就農者総合融資制度推進協議会設置要領」等に従う。

貸付実施の概要は、下図のとおりである。

図表 3 - 特別貸付 - 4 - 5 就農施設等資金の貸付フロー



(出所) 農林水産部団体指導課作成資料

イ 債権の回収事務

貸付金の債権回収については、就農研修資金及び就農準備資金についてはセンター、就農施設等資金については各融資機関が行う。融資された就農準備資金及び就農研修資金については、平成 19 年度以降千葉県青年農業者等育成センターに指定されている公益財団法人千葉県水産振興公社が、また就農施設等資金については各融資機関が、債権管理を行い、年度毎に県に報告を行っている。平成 23 年度においては、延滞債権が発生したとの報告はなされていない。

一方、平成 18 年度までセンターに指定されていた旧社団法人千葉県農業開発公社が貸付事務を行った貸付金については、上記法人の解散時に千葉県に対して債権譲渡が行われている。従って、平成 18 年度以前に貸付が行われた就農研修資金及び就農準備資金については、県が「千葉県就農支援資金債権回収等事務取扱要領」に従って債権回収を実施している。

(ア) 延滞債権の状況

県の有する債権について、収入未済の状況及び収入未済分の回収状況は、以下のとおりである。

図表 3 - 特別貸付 - 4 - 6 収入未済の状況

(金額：円)

年 度	過年度分						現年度分		収入未済額 +	
	年度当初 a		回収額 b		年度末(a-b)					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 19 年度	3	7,465,000	-	-	3	7,465,000	-	-	3	7,465,000
平成 20 年度	3	7,465,000	-	-	3	7,465,000	-	-	3	7,465,000
平成 21 年度	3	7,465,000	-	-	3	7,465,000	1	154,000	4	7,619,000
平成 22 年度	4	7,619,000	1	154,000	3	7,465,000	-	-	3	7,465,000
平成 23 年度	3	7,465,000	-	-	3	7,465,000	1	111,000	4	7,576,000

(出所) 農林水産部団体指導課作成資料

上表において、平成 19 年度から収入未済となっている貸付金(計 3 件、残高合計 7,465 千円)は、平成 18 年度まで青年農業者等育成センターに指定されていた旧社団法人千葉県農業開発公社の解散に伴い、千葉県に譲渡され、県が債権管理を行うこととなったものである。各延滞債権の当初貸付年度及び延滞発生年度は以下のとおりである。

	資金の種類	当初貸付年度	延滞発生年度
債務者	就農研修資金、就農準備資金	平成 11 年度	平成 13 年度
債務者	就農準備資金	平成 15 年度	平成 17 年度
債務者	就農準備資金	平成 16 年度	平成 17 年度

(イ) 債権保全措置の実施状況

延滞債権に対する債権保全措置の実施状況は、下表のとおりである。

図表 3 - 特別貸付 - 4 - 7 過去 6 年間 (H18 ~ H23) の債権保全措置状況

年度	就農研修資金	就農準備資金	就農施設等資金
23	なし	督促状送付 1 電話による催告 2	なし
22	なし	電話による催告 1	なし
21	なし	督促状送付 1 電話による催告 1 催告書 1 臨戸訪問 1	なし
20	電話による催告 1 臨戸訪問 1	臨戸訪問 2	なし
19	なし	なし	なし
18	なし	借受者への一時償還請求 1 連帯保証人の一時償還請求 1 催告書 1	なし

(出所) 農林水産部団体指導課作成資料

3 実施した手続き

(1) 貸付金の貸付事務について

平成 23 年度に新規に貸付けが実施された就農施設等資金貸付金 8 件のうち当初貸付額上位 3 件について、新規貸付時の事務に関連する書類等を閲覧し、法令、要綱等に従って事務が実施されているかどうかを確認した。

また、平成 23 年度に行われた繰上償還について、繰上償還の事務に関連する書類等を閲覧し、法令、要綱等に従って事務が実施されているかどうかを確認した。

(2) 債権管理について

平成 23 年度において収入未済となっている就農研修資金及び就農準備資金について、平成 19 年度に債権譲渡を受けた後の債権保全措置状況及び処理顛末について確認した。

4 包括外部監査の結果

(1) 延滞債権に対する法的措置を実施すべきこと

「図表3 - 特別貸付 - 4 - 6 収入未済の状況」によれば、平成21年度に収入未済となった1件（収入未済額154,000円）については、督促状及び催告状の送付、電話催告及び臨戸訪問による催告を重ねた結果、平成22年度に全額回収に至っている。

一方、それ以外の3件（収入未済額合計7,465,000円）は、平成18年度までセンターに指定されていた旧社団法人千葉県農業開発公社から県が債権譲渡を受けたものである。うち1件は平成13年から、2件は平成17年から夫々滞留が始まっており、いずれも現在に至るまで未回収となっている。電話催告や臨戸訪問については実施されてはいるものの、債務者の反応は芳しくなく、債権回収に向けた有効な策とはなっていないのが実情である。また、各債権には連帯保証が付されているが、連帯保証人に対する履行請求は1件のみであり2件は行っていない。なお、履行請求した1件については、その後延滞債権の一部を回収するに至っている。

以上、延滞期間も長期化し回収が進まない現状においては、今後早期に債務者本人及び連帯保証人に対する財産状況の調査を行った上、連帯保証人への請求や裁判等の法的措置など含め、実効性のある手続きの実施を検討すべきである。

5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 債権管理体制について

上述するとおり、長期にわたる延滞債権が存在するが、これらの債権の回収については就農支援資金の担当者が実施しているものの、債権管理に割ける時間が限られており、また人事異動の関係で債権管理に関する専門能力や知識に限界があると考えられる。

したがって、滞留債権の管理、回収に関しては所轄部署だけでなく、県の中で専門部署を設けて全庁ベースで対応することが望まれるところである。